

令和6年第3回江北町議会（定例会）会議録									
招 集 年 月 日	令和6年6月7日								
招 集 場 所	江 北 町 議 場								
開 散 会 日 時 及 び 宣 言	開 議 散 会	令和6年6月11日 午前9時00分 令和6年6月11日 午後3時12分					議長 井上 敏文		
応（不応）招議員 及び出席並び に欠席議員 出席 10名 欠席 0名 ○ 出席 × 欠席 △ 不応招 ▲ 公務出張	議 席 番 号	氏 名		出欠	議 席 番 号	氏 名		出欠	
	1	酒 井 明 子		○	6	土 渕 茂 勝		○	
	2	古 賀 里 美		○	7	池 田 和 幸		○	
	3	田 村 康		○	8	西 原 好 文		○	
	4	江 頭 義 彦		○	9	田 中 宏 之		○	
	5	三 苫 紀美子		○	10	井 上 敏 文		○	
会議録署名議員	1 番	酒 井 明 子		2 番	古 賀 里 美		3 番	田 村 康	
地 方 自 治 法 第121条により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長	山 田 恭 輔		○	地域振興課長		宮 本 大 樹		○
	副 町 長	山 下 宗 人		○	基盤整備課長		大 島 浩 二		○
	教 育 長	吉 田 功		○	会 計 室 長		山 崎 久 年		○
	総務政策課長	山 中 博 代		○	こども教育課長兼 学校づくり推進室長		本 村 健一郎		○
	町民生活課長	吉 原 和 彦		○	国スポ推進室長		坂 元 弘 睦		○
	健康福祉課長	一ノ瀬 和 義		○					
職務のため議場に出席 した者の職氏名	議会事務局長	武 富 和 隆							
	書 記	百 武 久美子							
議 事 日 程	別紙のとおり								
会議に付した事件	別紙のとおり								
会 議 の 経 過	別紙のとおり								

議 事 日 程 表

▽令和 6 年 6 月 11 日

日程第 1 一般質問

一 般 質 問 （ 令 和 6 年 6 月 定 例 会 ）

氏 名	件 名 （要 旨）
田 村 康	1. 高齢者の孤独死について 2. 各区公民館の涼み処開設について 3. 空き家、災害時の復旧妨げに 4. 町民の声
江 頭 義 彦	1. もう一步進めた治水対策を 2. ユニバーサルデザインの視点で
三 苦 紀美子	1. 江北町総合排水計画について 2. 町道花祭村内線の災害対応について 3. ポンプ整備工事に対する地元説明について

日程第 2 報告第 1 号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分について

日程第 3 議案第 19 号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める
 条例及び江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の
 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第 4 議案第 20 号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負
 担額を定める条例の一部を改正する条例

日程第 5 議案第 21 号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

日程第 6 議案第 22 号 令和 6 年度江北町一般会計補正予算（第 1 号）

午前 9 時 開議

○井上敏文議長

おはようございます。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和6年第3回江北町議会定例会会期5日目は成立いたしましたので、直ちに本日の会議を開きます。

会期日程により、本日は一般質問に引き続き、総括審議、委員会付託となっております。

日程第1 一般質問

○井上敏文議長

日程第1. 質問表の順序に従い発言を許可いたします。

3 番田村康君。御登壇願います。

○田村 康議員

おはようございます。3 番田村康です。通告に従い、今実際に動いていることを2項目、あと、勉強したことを2項目質問させていただきます。

まず最初に、高齢者の孤独死について質問したいと思います。

警察庁推計1月から3月によると、自宅で死亡した独り暮らしの人が全国で計2万1,716人確認され、うち65歳以上の高齢者が1万7,034人と8割近くを占めたことが警察庁の調査で分かりました。政府は、孤独死、孤立死の実態把握を進めており、同庁が初めて集計をされました。年間約6万8,000人の高齢者が独居状態で死亡していると推計される。政府は同日、社会的孤立に悩む人たちへの支援を強化するため、関係省庁による初会合を開いた。自治体関係者らから取組事例のヒアリングを行い、4月施行の孤独・孤立対策推進法に基づき早期策定を目指す重点計画に反映させる。

警察庁によると、1月から3月に全国の警察が取り扱った自殺を含む独り暮らしの遺体のうち、年齢層別で最も多かったのは85歳以上の4,922名、75歳から79歳で3,480名、80歳から84歳が3,348人、70歳から74歳が3,204名、65歳から69歳が2,080人と続いた。人口の割合が多い団塊の世代の独り暮らしの高齢者を見守る自治体の体制強化が急がれる。

また、佐賀県警によると、1月から3月に県内で取り扱った遺体のうち、自宅で独り暮らしの人は90名、このうち65歳以上の高齢者は73人だった。

このような引取り手のない遺骨はどうなるのか。無縁遺骨は全国共通の問題だと思います。ある自治体では、身寄りのない低所得者の独り暮らし高齢者を対象に、約27万円を支払えば協力葬儀社との生前契約をサポートして、亡くなるまでの間、市職員が電話や自宅訪問で見守りを続ける制度があります。

そこで、質問ですが、町として身寄りがない独り暮らしの高齢者のサポート体制について

お伺いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

おはようございます。ただいまの田村議員の質問にお答えしたいと思います。

高齢者の身寄りのないというのは、その方が身寄りがあるかないかというところまで基本的に把握はできておりません。ただ、高齢者宅を訪問する際に、認知症地域推進員が緊急時の連絡先等を確認させていただいております。また、75歳以上の独り暮らしの高齢者の訪問も同じような形でさせてもらっております。令和3年から5年にかけて75歳以上の独り暮らし145名の高齢者の聞き取りをしている中では、親族以外の連絡先というのが4名ほどおられます。区長さんや民生委員さん、友人などというような形になっております。

また、介護サービスの利用者については基本的にケアマネのほうで連絡先等を確認させていただいております。その中でどうしても親族がいないという方については成年後見人制度を御紹介させていただいております。

あと、各地区の出前講座において、高齢者の権利擁護についてのお話をさせていただいております。

医師会においても委託して、武雄杵島地区での人生会議——ACPと言われますけれども——についての講演、町のほうでも古賀病院の先生のほうに人生会議の講演、人生会議というのは、万が一のときに備えて、大切にしていることや望み、それと、どのような医療や介護を望んでいるかについて、自分自身で考えたり、信頼する人たちと話し合うことというふうになっております。

高齢者の方につながり手帳というのを差し上げております。一応テレビとかでは終活とかあって、民間では葬儀会社のほうで終活、例えば、生前から葬儀をどういうふうにするとか、例えば、棺の種類はどれにするとか、遺骨はどういうふうに入れるとか、そういうところまで選ぶようなビジネスもあるようですが、これについてはそこまでは書いてはいないんですけれども、基本的な情報であったり、緊急連絡先、そのほかかかりつけ医、歯医者、それと、家族や関わりのある人について書いてもらうような形になっております。これについては、基本的を書くだけではなくて、書いたものを関わりのある人にここに置いていからと伝えることで、もし何かあった場合には、本人の希望されるというか、緊急の病院

であったりとか、そういうことがある程度はできる仕組みではあると思います。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございます。

写真を出してもらってよろしいですか。

(パワーポイントを使用) これはある地区の高齢者の集まりで、いろんな防災の勉強とか、あとは会長さんを中心に週 1 回体操をやったり、それと、皆さん元気でおるかということで顔見せみたいなことを週 1 回この区ではやっておられます。

これも小田のある地区なんですけれども、これは高齢者の方が、10 日ぐらい前だったですかね、救急車が来たときに救急車がここまで入れなくて、その後、ボランティアの皆様で救急車が入れるように、やっぱり高齢者の方を見守るということでやっております。

そして、これは85歳以上のお宅で庭の伐採ができないということで、これもある地区のボランティアの皆さんが集まって伐採をして、高齢者の方をですね。それで、これはただじゃいかんということで油代をもらって伐採したところですね。

だから、いかに自分たちが高齢者の方を、少子化、少子化と一生懸命言われていますけれども、自分のところ、小田地区は高齢者が50%、町で28%。だから、これだけの高齢者。江北町がよくなったのもやっぱり高齢者のおかげだと自分は自負しておりますので、そこら辺でやっぱりもう少し高齢者に対する待遇というのをよくしてもらいたいと思っておりますが、町長いかがですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

皆さんおはようございます。一般質問 2 日目、昨日に引き続きよろしくお願いいたします。

先ほど田村議員からある地区の活動の紹介をしていただきました。ある地区とはおっしゃいましたけれども、新町区の公民館ですよ。田村議員におかれましては、昨年度まで区長もお務めいただいております、議会での御質問についてもそうした区長の活動を通して持たれた問題意識等を質問していただいているんじゃないかというふうに思いますし、今年度

については、区長は退任をされ、議員活動に専念をされるというふうにお聞きをいたしました。特に法律で禁じられているわけではありませんけれども、御自身としてのいろんな判断、決断のゆえというふうに思いまして、その御決断についても心から敬意を表する次第であります。

さて、今回高齢者にもというお話でありました。昨日だったですけれども、ちょうどNHKのラジオを聴いておりましたら、京都で起こりました事件が報道されておりました。御存じですかね。身寄りのないお年寄りの方が亡くなられていて、身寄りが無いと思って市の役所のほうで勝手に埋葬をしてしまったところが、実は近所に兄弟の方がおられて、兄弟の方が亡くなられたこととか、また、そうやって市のほうで勝手に埋葬してしまっていたということで、市のほうが多分謝罪をされていたんじゃないかなというふうに思います。

やっぱりこういうことは今からいろんなところで起きていくんだろうなというふうに思いますし、今回の田村議員の御質問は、いろいろ御紹介いただきましたけれども、例えば、そうした身寄りのない方の、例えば、自分が亡くなった後どうなるんだろうかというか、どうしてもらえるんだろうかとか、やっぱりそういう不安を皆さん抱えながら生きておられるということなんじゃないかなと、私なりにウォンツをニーズとして捉えた場合には捉えさせていただきますし、とっても大事なことだというふうに思います。

今ちょうど「お終活」という映画があっているんですよ。あれは少し面白おかしくしているところもあるんですけれども、そういう意味では、お一人かどうかは別として、これから人生をやっぱりどうやって閉じていくのかとか、閉じた後にどのようになっていくのかということは、やはり皆さん共通の関心事だし、我が国にとっても、社会にとっても重要なことだと思います。

先ほど課長のほうからはACP、これはアドバンスド・ケア・プランニングといいまして、特に古賀病院の古賀先生などが活発に活動されておられます。言ってみれば、お終活というか、終活の一つだろうというふうに思いますけど、例えば、家なんか資産をお持ちの方が、例えば、自分が亡くなった後にこの資産は身寄りがなければどこに行くんだろうかとか、そういうことを心配される方もおられます。これはリバースモーゲージという制度がありまして、御自身の家を生きているうちに売ってしまうんですよ。その代わり、自分が生きている間はそれを借りる形でそこに住み続けられるという契約をリバースモーゲージといいます。こうしたものを今活用されておられるところがあるとか、あとは例えば、横須賀市なんかは

まさにそのエンディングプランということで、多分先ほど田村議員がおっしゃった役所としてもそうしたことに対するケアをという意味でいけば、横須賀市はまさにそういう終活の、言ってみれば支援といいましょうか、そうしたことをされておられます。

お聞きになったことがあると思いますけど、揺り籠から墓場までという言葉がありますですね。これはイギリスの第2次世界大戦後の社会保障政策のことをいった言葉です。揺り籠から墓場までです。でも、非常に本質的だと思うんですけども、今回の田村議員の御質問の趣旨からいけば、我々、やはり行政として関与するのは揺り籠から墓場まででは多分足りないんだなということを改めて思います。例えば、揺り籠ということは当然子供さんが生まれてからの話ですけども、今はそうではなくて、例えば、出産の前からいろんな形で行政が関わるようなことになっていますし、例えば、東京都だったと思いますけど、実は出会い系の、出会い系と言うとよくないですね、マッチングアプリと言ったほうがいいんですかね、都が開発をしてですね、そうした出会いを促すみたいなことを行政が関わったりしているんですよ。それと、先ほど申し上げたように、やはり人生の終わりについて揺り籠から墓場まで、墓場まで入れれば終わりではなくて、その後にやはり自分がこの世に残しているものがどうなるのかとかということの御心配のままではなかなかこう天国にも行けないということとでいけば、私に言わせれば、揺り籠から墓場までじゃなくて、これからは出会いの場から天国までもしかすると我々行政もいろんな形で関わっていくということが大事なんじゃないかなというふうに思います。

先ほどその高齢者の待遇もというようなことをおっしゃいましたけれども、やはりそういう意味では、特にその子供たちだけ手厚くとか、そういうつもりは全くあっていなくて、例えば、高齢者の祝い金、恐らく比べていただければ分かると思いますけれども、県内でも江北町はほかの市町に劣らないぐらいの高齢祝い金も支給させていただいておりますし、今回議会に提案させていただいた、例えば、带状疱疹のワクチンの助成であるとか、50歳以上からリスクが高くなるといいますけれども、単純に現物給付的に何かお金をということだけではなくて、先ほど申し上げたように、揺り籠から墓場までならぬ、出会いの場から天国までいろんな形で行政が関わらばいいかんという認識を今回の御質問で新たにしました。

今回、昨日、土渕委員からは補聴器の補助の話をしていただきましたけど、障害だったら障害としての取扱いがありますとか、病気だったらというようなことももちろんありますし、医学的にどうこうということはあるんですけど、これもやはりもう一歩少し視点を広く持って

みれば、御紹介したように、いわゆるＱＯＬというんですかね、やっぱりその生活の質ということに対しても町のほうに関わっていく必要があるんだろうというふうに思います。

我々行政の役割は住民福祉の向上ということになっているんですけど、福祉というのは単純に弱者支援ということではなくて、英語で言うと、ウェルフェアですかね、ウェルネスですかね、簡単に言うと、いかに充実した人生を送っていただくかということが多分町民の幸福なんだというふうに思います。本当に今回、土淵議員の御質問とか田村議員の御質問をいただくことで、そうした少し町としての視点ももう少し高めていかんばいかなということを改めて感じたところであります。

お答えという意味でいけば、特に高齢者の方たちに別に手厚くしていないというわけではないということと、先ほど御紹介したようないろんな制度が実は、これは全国というか社会の今課題なもんですから、ぜひそういうものも役所として取り入れていただいて、最終的には皆さんが充実した人生を送っていただけるような町にするということが大事だというふうに思っておりますので、区長を経験された中で、また、現在日々の活動の中でお気づきいただいたことをぜひこれからも御指摘、御質問いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

どうもありがとうございました。やっぱり町長は頭が大分違うなということが分かりました。自分は地域の方の声に耳を傾け行動していくつもりです。

じゃ、次に行きます。

各区公民館の涼み処開設について。

気象庁は、南米ペルー沖の海面水温が高くなり、世界的な異常気象の原因とされるエルニーニョが発生したと見られると発表した。日本では冷夏になることが多いが、今年は冬まで続いたラニーニャの影響が残り暑くなる見通しだという。日本では夏が暑くなるラニーニャが冬に終息してから間もないため影響が残る。さらにインド洋熱帯域の海面水温が南東部で低く西部で高くなるインド洋ダイポールモード現象が起こる可能性があり夏が暑くなる要因となる。

江北町では今年も涼み処を開設されると思うが、高齢で車等での移動が困難な方から、4

か所の公共施設の涼み処に行きたくても遠くて行けないといった声があります。

そこで、熱中症対策に加え、高齢者の寄り合い所の役割を持たせ、地域内交流を活発化させることを目的とし、徒歩で行ける各地区公民館を涼み処として開設していただきたい。また、地区の三役だけで開設するのは大変労力がかかるため、全区民で助け合えばできると思うので、その方たちに助成金をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

皆さんおはようございます。ただいまの田村議員の御質問にお答えしたいと思います。

議員におかれましては、今年の涼み処開設の際には、地域の中でエアコンが設置されていない御家庭をいち早く調査いただきまして、自主的に地区集会所のほうを開設いただくなど、町の熱中症対策について率先して御協力をいただいております。改めて感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、各地区の公民館を涼み処として開設できないかとの御質問でございますけれども、町においては、御紹介いただいたように、昨年からの猛暑も災害の一つということで捉えまして熱中症警戒アラートが発表された場合には公共施設4か所に熱中症避難所として涼み処を開設してまいりました。

国においては、今後はこれまでにない暑さとなることが想定されておりまして、1段上の対策が必要ということで、本年4月に気候変動適応法が改正され、熱中症特別警戒アラートが新設されております。

町においても、町独自の分析による熱中症対策を行っておりますし、このようなことから、防災の観点から身近な施設に誰でも気軽に避難ができるような環境づくりが必要ということで、6月区長会においてお願いをしておりますけれども、内容は、町内の各地区集会所等32か所を法律に基づく暑熱避難施設ということで指定させていただきたいということ、そして、熱中症警戒アラート、または熱中症特別警戒アラートが発表された対象日においては、午前10時から午後5時までの7時間、各地区集会所等を熱中症避難所として開設をいただきまして、空調管理や運営等についてもお願いをしたいということでお話をさせていただいております。

また、今議会へ補正予算をお願いしているところでございますけれども、熱中症避難所を

開設いただいた場合には、空調使用にかかる電気料相当分として、1時間当たり200円を町が負担することとしております。議決後においては速やかに開設可能日等を各地区と協議をいたしまして、協定書による指定を行いまして、運用を開始したいということで考えております。

また、助成金をお願いしたいということもございますけれども、先ほども申しましたように、猛暑も災害の一つということで防災の観点から町内の各地区集会所のほうの開設をお願いするものでございますので、地域の人には地域で守るということを念頭に置いていただいて、基本的には共助の取組として御理解と御協力をお願いしたいということで考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

江北町の熱中症対策については、昨日の一般質問、また、その前に議会の冒頭の所信表明の中でも申し上げたとおりでありますし、先ほど総務政策課長が申し上げたように、特に今年度は町としても、昨年度の取組を踏まえて、さらに1段高い熱中症対策を実施することにしております。

昨日も御紹介したように、江北町の地域防災計画の中にこの熱中症対策というものを位置づけをさせてもらいました。県内では少なくともほかに防災計画の中に熱中症まで書いているところはありません。これだけ江北町としては住民の皆さんの安全・安心、健康を脅かす危機だという位置づけをしておるということであります。かつては夏は暑かとは当たり前くさんというのは常識であります。そうではなくて、やはり生き死にに関わる暑さがあるんだということが町としてもそうした取組をした前提であります。

ですので、今後は大雨や台風、地震などと同じような災害というふうに位置づけをすることになりますし、そういう意味でも、先ほど御紹介したような暑熱避難施設として、今回各地区の公民館、区長さんをはじめ、区の皆さん方にも御協力をいただいて開設の準備を今しておるということであります。

ただ、先日の区長会のときにも申し上げたんですけれども、大雨、台風と同じとはいえ、実は性質上違うことがあります。というのは、大雨、台風のときには我々は避難勧告とか避難指示とかというのを出して、現在お住まいの家から避難所になるべく早く避難をしてくだ

さいというふうをお願いをするわけですね。というのは、御自宅にそのままとどまっておられると、浸水や土砂災害などの被害に遭う可能性が高いものですから、安全な避難所に避難してくださいというふうにお願いします。ただ、熱中症対策は、一番の避難は御自宅でするんですよね。クーラーをつければいい。ところが、なかなかこれがもったいないの精神もあったりして、おつけにならないので、正直言うと、わざわざ熱中症避難所、公民館に行くよりは御自宅にエアコンがあるんだっただけつけていただくというのが、実は一番確実に簡単で一番早い対策なんですよ。

ですから、それも併せてぜひお願いをせんばいかんわけですが、それこそ田村議員が区長時代にいち早くお調べいただきました、区内全部回って。そうすると、中にはエアコンをつけていないという家が4軒あるというようなお話も聞きまして、そうしたことも補完をする意味で、昨年度は町の中心部に4か所ほど設置をしましたけれども、そうした方も含めて、公民館のほうで暑熱避難していただくようにしたほうしたらいいんじゃないかということで今回開設を予定しているところであります。

それともう一つは、単純に熱中症対策だけではなくて、これは宿の区長さんが御紹介されていましたが、そうやって公民館を開けると、いろんな方たちがやってきて、そのうちに、私、家からこれ作ってきたけん、みんなで食べんねとかということで、まさにそこが一つのコミュニティーの拠点として、また、交流のきっかけにそうやって皆さんが集われることになったということを言われたものですから、合わせ技じゃないですけど、単純に熱中症は熱中症、そういう交流は交流という別々に考えるんじゃなくて、やはりトータルでそういう相乗効果もあるのではないかなというふうに期待をしているところであります。

各区から具体的にお申出をいただく期限はまだ来ていないものですから、最終的にどのくらいになるかということは分かりませんが、ぜひ多くの区で御協力をいただいて、そうした安全・安心を守りながら交流が盛んになるという形をぜひつくっていききたいというふうに思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

熱中症のことは分かりました。

じゃ、3番に行きます。

画面を変えてもらってよかでしょうか。

(パワーポイントを使用) 3番、空き家、災害時の復旧妨げに。

江北町全区において空き家をもたらす悪影響が様々な形で顕在化している。これまで指摘されていた治安や景観の悪化にとどまらず、災害時には倒壊で救助や復旧・復興の妨げにもなりかねない。空き家は全国的に増え続けており、危機感を抱いた国や自治体は税制処置等を講じ改善を促すなど対策に力を入れている。

そこで、質問ですが、空き家に対する町の災害時の対策を教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長(大島浩二)

おはようございます。田村議員からは空き家に対する町としての災害時の対策をという質問でございます。

まず、前提といたしまして建物は不動産であり所有権がございます。当然空き家についても同様でございます。所有者だけが建物を自由に使用、処分できる権利がございます。これは民法のほうに規定されております。災害により建物が被災した場合であっても所有者の許可なく取り壊すことはできません。また、解体や撤去は原則として所有者の責任により行うこととなっております。また、建物の所有者は、建物の状態に瑕疵があることで他人に損害を与えた場合は被害者に対してその損害を賠償する責任も負っております。建物の管理が行われておらず、倒壊、または瓦、雨樋、外壁などの飛散により、住家に被害が及んだ場合は、その所有者に対して損害賠償請求という形になるかと思えます。

こういった前提を踏まえた上で、空き家に対して町として災害時にどういったことができるかということでございますけれども、江北町の空家等の適切な管理に関する条例には緊急安全措置といった規定がございます。空き家等の倒壊等により、人の生命、身体、または財産に重大な損害を及ぼす危険な状態にあるときは、その危険な状態を回避するために必要な最小限の措置を行うことができることとなっております。例えば、台風等によって瓦の飛散のおそれがある場合などは、注意喚起のためのカラーコーンやロープ、また、看板等の設置、飛散防止のためのシート、ネット等の設置要領などがあります。台風後にこういったものが飛散した場合であれば、瓦の撤去、移動などは行うことができるようになっております。

また、条例以外にも、空き家等が飛散したことによって住民生活に直結するライフライン等に影響が出た場合は関係法令がございます。災害対策基本法、また、道路法、そういった法律に基づいて必要な対策を講じることもできます。そういった空き家の被災状況を見て、町としてできる必要な対策を取るということになります。

なお、こういった条例、法令等により、必要な対策を行った場合の費用等については所有者の方に請求することとなっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

自分はそこまでは十分分かっているんですよね。ただ、これはやっぱり町の土地で町の川なんですよ。だから、こういうのがずっと放置されておって、雨が降るたびに近所が床上浸水が4件とかですね。ここだけじゃなくして、ここがつかるということはもう下のほうはつかっているということはもう十二分に分かっているんですよね。だから、極端に言えば、町が予算が足らんということだったものですから、自分たちもボランティアが10名ぐらい集まって伐採したり、何とか雨対策とかに6月の梅雨どきに負けんと伐採をしたんですよね。こういうあれは十二分に分かるととばってんですよね。だから、もう少し。

(パワーポイントを使用) 今その右側の家は蜂の巣だらけなんですよ。だから、そういうのも我々も動くし町もちょっと動いて、やっぱり一緒になって話合いを持っていかなばいかんし、その区長さんたちも交えてやっていくのが道理じゃなかろうかと自分は思っております。

これからも空き家対策という問題に対しては自分なりに一生懸命やって、基盤整備課の方たちと一緒にやっていきたいと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長(大島浩二)

先ほどの件にちょっとお答えしたいと思います。

先ほど説明させていただいた内容は災害により被災した場合の町の対応ということでございます。

ただ、田村議員言われるように、災害が発生する前の危険な状態の空き家等の対策は重要だと思っております。そういった所有者への呼びかけ、災害が起こる前の事前の空き家対策、そういったものにはしっかり力を入れていきたいと思いますので、御協力のほうよろしくお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど田村議員の御発言の中に町の土地ということをおっしゃいましたですね、もし町の土地で町が管理せんばいかん土地にもかかわらず、町の管理が不行き届きで、先ほど御紹介していただいたような状況であるならば、それは予算のあるなしにかかわらず、町としてはすぐに対応させていただかんば、町が持っているもので住民の皆さんに迷惑かけるなんていうことはあっちゃいけないというふうに思いますので、もしそういうところがあれば、ぜひ教えていただきたいというふうに思います。

で、最近思うんですけど、うちの町は攻めは強いんですけど、守りが弱いなと思ってます。それは今回所信表明でも言ったとおりです。どういうことかという、攻めというのはこちらから何かをやろうということについては、特に公約に掲げたこととか、昨日の御紹介した町営タクシーの話とか、そういうものは自分発なものですから、自分で管理をします、どういうふうに、ちゃんとできているのか、そして、その指示もしますしですね。ところが、守りというのは私に直接まず来ないんですよ、担当課に来たりとか、いろんなそういう苦情とか要望というのがあるんですけど。これは少しうちは弱いかもしれないなと思います。

というのも、最近になって、町長さん、あんまり時間のたつとけんが言わしてもらうけどというようなことの結構あるんですよ。何ですかねと言うて聞いて初めて知ることがあります。恐らくそういう要望とかいただいたものは担当課が受け取って、多分検討しますとか持ち帰りますと言うわけですね。恐らく出された方は当然、町長まで上がって、そして、町として町長を含めて検討しているとか多分思っておられるんだというふうに思いますし、時間がかかっているというのは私の最終的な判断に時間がかかっているというふうに多分思っておられるんじゃないかなというふうに思うんですけど、実はそうやって町民の方が思い余ってお聞きするときに初めて聞いたことというのが結構あって、そうすると、住民の方も、いや、一応担当課にも相談しようもんやけんが、それば飛ばかして、それは町長とはしょっ

ちゅう会うけんが、直接でも言うてよかばってんが、一応担当課が検討する、持ち帰ると言いよっけんが、やっぱりそれは尊重せんばかなと思うて待とったばってん、なかなか返事の来んたいのということがあまりにも多くてですね。これがさっき言った攻めは私発だから自分で管理ができるし、自分で言っていますから。でも、守りというのは知らされない限りはなかなかこれできないし、すぐにでも言ってもらえれば、予算だっていろんな対応の仕方はありますし、すぐにでも現場に行かせるということだってできるんですけど、知らないことには話にならないというか。だから、それが非常に私自身の問題意識でありますので、議会の冒頭でもそういうことを言ったわけであります。

そのときも言いました。いや、そういうことはあまり気にされず、やっぱりこれはまさに時間が勝負なものですから、何かあれば直接自分に言うてくださいと、そしたら、すぐ指示しますからということを行いましたものですから、もし先ほどの町土地で町が管理せんばいかんのができていなくて御迷惑をかけていて、しかも、町に予算がないもんでと言うて、補助金とかしていただく分はもちろんそういうことはあるかもしれませんが、町がせんばらん分を予算がないもんでと、町自身が対応しないということはあっちゃいけないというふうに思いますので、ぜひそういうところは、それこそ梅雨入りも間近ですけども、ぜひ御指摘いただければ、早速対応のほうはさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

どうもありがとうございました。

じゃ、次、4 番に行きます。

1 点目、クリーンウオークについて清掃の場所が、今年で3回目ですが、変わることがない。今後は地域を変えてみてはどうかということですけど、よろしいでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

おはようございます。田村議員の御質問にお答えいたします。

グリーンウオークにつきましては、町内の道路をウォーキングしながら、同時にポイ捨てされているごみを拾って、みんなでまちをきれいにするイベントでございます。参加者の健康増進と美化意識の高揚及び新興地の方と地元の方との交流を目的に昨年から開催。先月26日には3回目を実施したところでございます。ウォーキングコースは3回とも全て違うコースを設定しまして、毎回110人以上の方々に御参加いただき、毎回50キロ以上のごみが収集できております。

御質問の清掃場所についてでございますが、集合場所をみんなの公園とし、そこからスタートしている都合上、清掃場所の大幅な変更とはなっておりませんが、2年目でもまだ一定量のごみが収集できていることもありまして、しばらくは現在の場所での清掃を継続していきたいと考えております。

ただ、その後は別の地域でも清掃活動ができますよう、新たな集合場所、スタート地点を設定しまして、広く町内の清掃美化につなげていければと考えておるところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

この件に関しては先日の議員例会のときにも問題提起をいただきました。それで、もちろん江北町の美化といいましょうか、環境意識の啓発とか、そうしたことはこのイベントだけでやっているわけではないんですから、もちろんほかのいろんな事業も併せての江北町の環境の行政だということでありまして、その中でも特に不法投棄の現場の対処についても、こういう住民の皆さんのボランティアを御協力いただいてやったらいいじゃないかという御提案もいただきました。まずは不法投棄については我々役所のほうでしっかりやらせていただきたいというふうに思います。昨年度から協議会も設置をしまして本格的に取り組むというふうにしておるんですから、そうさせていただければというふうに思います。

それで、何を言いたいかというと、今回も県下一斉美化活動ということで、各区、また、各団体、また、先ほどのクリーンウオークも含めれば、個々の町民の方にも御協力いただいてこの春の美化活動に取り組むことができましたが、御存じのとおり、今年度は国民スポーツ大会が10月に予定をされておりまして、どうも県のほうでは9月にまた県下一斉美化活動ということで予定をされているということでもあります。もちろん秋の公役もされているとこ

ろもあって、それとダブれば、その前後でされるのも当然含めてはいいんですけど、せっかくなもんだから、町全体で美化活動の日に関係する地区でいろんな活動ができるように、言ってみれば、みんなでその日はですね、ふだんは大体ある程度の1か月、2か月間ではないですけど、期間全体を美化活動の対応ということにしているんですけども、国民スポーツ大会への勢いをつけるという意味でも、その日はみんなでいろんな美化活動をしましょうということを考えておまして、その中ではクリーンウオークということも当然位置づけられるんだらうというふうに思います。ですから、クリーンウオークinどこどことか、そんなことも考えられるなというふうに思っておりますので、今ここで具体的にこうしますということは申し上げられませんが、秋の県下一斉美化活動は町全体でそうした美化に当たるというような事業にできればなというふうには思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。

○田村 康議員

ありがとうございました。

2 点目、梅雨に入り、大雨になることが予想されます。各地区に防災士を呼んで災害時の避難訓練を実施したらどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

田村議員の御質問にお答えしたいと思います。防災士を呼んで災害時の避難訓練をということでございます。

防災士会の皆様には今現在も地区防災マップの作成に伴う町歩きへの参加をいただいております。各地区においての防災講話などもしていただいております。町のいろいろな場面で御協力をいただいているということでございますので、今後とも防災士会のほうと連携を図りながら、町の取組ということでやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、総務政策課長が申し上げましたけれども、今回、先般の地域防災会議のときに佐賀災害支援プラットフォームの方が今回、能登半島のボランティアに行かれました。その報告をさせていただきましたし、御存じのとおり、江北町の防災士会の平山の区長の中田さんも実はその前に既にボランティア活動に行っておられまして、その活動内容については役場に来ていただいて報告をしていただきましたし、先日のみんなの公園の防災フェスタのときにもレクチャーをしてもらいましたし、実は今週末から社会福祉協議会の職員がまたボランティア活動に赴くということになっております。ぜひこうした知見、経験をやはり生かすということが大事だろうというふうに思いますので、防災士会ははじめ、そうした皆さん方の御指導をいただきながら、ぜひ町全体の安全・安心のレベルを高めていきたいというふうに思います。

それと、もう一つ先ほど言い忘れたんですけど、クリーンウオークの話でいくと、今パトランという活動があるんですよ。これは県内各地で、大体夜だと思います、ジョギングをしながら、例えば、街灯が消えているかどうかとか、また、ごみを拾ったりとか、また、そういう防犯活動にも資するということで、自発的なグループがあちこちできていて、江北町も最近これができました。なかなかまだ皆さん御存じない方が多いんですけど、一つにはジョギングクラブというのが町には別にあるんですよ。こっちでパトランしよんさ、こっちでジョギングしよんさいなればということで、一度うまくマッチングさせていただいたら、またこれで少し広がったりもしていますし、先ほど県下一斉美化活動の話をしましたけれども、その日だけじゃなくて、日々皆さん方がそういう自分の町の環境に興味関心を持つということは大事だというふうに思いますし、ぜひこのパトランも含めて、そうした町全体の、これは安全というかクリーンアップのほうにもつなげていければというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

3 番田村議員。時間です。

○田村 康議員

ありがとうございました。

それでは、一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

3 番田村康議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開10時10分。

午前 9 時59分 休憩

午前10時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

4 番江頭義彦議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○江頭義彦議員

4 番江頭義彦でございます。議長の登壇の許可を得ましたので、私に与えられた時間内、今回の2問についてどの程度お伝えすることができるか分かりませんが、述べていきたいと思えます。どうかよろしく願いいたします。

2問ほど出させていただいておりましたけれども、題名を上げて1番目がもう一歩進めた治水対策ということで、これは水害関係の問いでございます。2つ目がユニバーサルデザインの視点でということで、何か2つとも題がぼうっとしているような内容で、何を言うか想像がつかないと思われている皆さんいらっしゃるかも知れませんので、もう少し具体的に述べてみますと、1番の問いについては、具体的には鳴江河畔公園の活用、あの辺りをテーマの中に入れてみました。それから2番目としては、水害対策ということで、新しい水害対策、現在各種対応を取られていますけれども、それがなかなか目に見えないといえますか、私も中身をよく存じ上げておりませんので、違う視点から水害対策を2番目では考えてみました。

2番目のユニバーサルデザインのところは、もう迫っていますSAGA2024の国スポに対しての、我が町で48年ぶりと、多分私が高校1年生のときに前回あったと記憶しておりますが、48年ぶりの佐賀での大会ということでございますので、国民、県民、町民挙げて、大会を本当成功させたいと、一町民として何ができるかなということで、少し皆さんにお願いも含めまして、迫った国スポについても議題を上げさせていただきました。今回が国スポについては議題としては議会で述べるのは最後、次回の議会ではもう寸前と、9月ということになりますので、いよいよ国スポは江北町で10月の12、13、14日というふうに決まっておりますので、あと4か月ということでございますので、少しそういう町民皆様方へのお知らせも含めて議題として上げさせていただきました。

では、順を追って始めさせていただきます。

(パワーポイントを使用) 今画面に出しておりますのは、江北町の山田町長と大町町の水川町長がオールをこがずに川を往復する「六角川カヌー散歩」という題名で考察をされた写真を、今年2月13日の佐賀新聞でございましたけれども、保存、切り取っております。何かまた議題等に使用させていただこうかなということで切り取っておりますけど、今回、川に対するテーマを1番で出しておりますので、インパクトを含めて山田町長からも許可をいただきまして上げさせてもらっています。

では1問目、今年2月13日の新聞記事に、有明海の干満差を利用してオールをこがずに川を往復する「六角川カヌー散歩」と題して川の活用方法や治水考察という見出しで、水川町長さんと山田町長が体験された記事がこのように掲載されていまして。

その中で実は山田町長のコメントを述べてありましたので、読ませていただくと、山田町長がコメントされたのは「初めて見る光景だった。近過ぎて気づけなかった宝物を見つけた。何かに生かさない手はないと実感した。」という記事が掲載されてありました。また、町長のことですから、いろんなアイデアをたくさん持たれてあって、江北町のそういう名所になるような何か計画もされていくのかなと本当楽しみに現在もしております。

そこで、1問目ですが、「六角川カヌー散歩」で山田町長が「初めて見る光景だった。近過ぎて気づけなかった宝物を見つけた。何かに生かさない手はないと実感した。」と語っておられましたが、その後、六角川を生かしたアイデア等を温めてあれば、差し支えない範囲でお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長(山田恭輔)

そのときの記事のコメントについてですけど、思ったとおり言いました。というのは、特にこの仕事をしていると、六角川というのは、氾濫、決壊、越水しないとか、今回もいろんなその排水対策の中で名前が出てくるように、言ってみれば、そういうふうなマイナスのという言い方がいいかどうか分かりませんが、やはりそういうことで捉えてしましますが、本来はやっぱり川というのは我々に恵みを与えるもののはずです。エジプトはナイルのたまものという言葉があったかというふうに思いますけれども、もちろんそうやって氾濫しては困りますけど、そういう意味ではもともと我々のある意味生活の一つの大事な資源、資源という言い方はよくないかもしれませんが、ということを改めて今回カヌーをさせて

いただいて気づきましたし、なかなか堤防の内側、こちら側から見ることはあっても、実際川のほうから見るということがなくて、当日はヨシが生えていて、カモがバタバタと、我々が進んでいくと、道案内じゃないですけど、してくれるように飛び立つ姿とか、また、このカモも、大体カモの食害ということで今は言ってみれば敵なわけですけども、ただ、見る場所が変わって、状況が変われば、そういう資源というか、そういうこともあるんだなということも改めて、そういう視点が違うだけで全然違うなというふうに思ったので、そういう言い方をしましたし、やはりこれはたまたま私はああやって乗せてもらいましたけれども、それこそ何か活用はできないかというふうに思いましたし、宝物と言ったのは、御存じのとおり、町制70周年記念ソング「宝探し」をイメージして、ここはやっぱり宝物と言ったがいいだろうなと思って宝物と言ったんですけどですね。

ただ、それを抜きにしても、これはやはり皆さんに見ていただきたいものだというふうに思いましたし、先ほどの災害対策も含めてもっと我々はよく川を知ることが大事なんだということを改めて思いました。そのことが恐らく災害の対応にもつながるんじゃないかというふうに思いました。

私もさすがに六角川で遊んだことはなかったですけど、前は精霊流しがあったりとかというようなことがあって、何度かは渦に下りたりしたことはありましたけど、これはどなたかが言っていたんですけど、今はみんなとにかく川に近づくなというふうに子供たちにも言うもんだから、本当に子供たちは川のことを多分知っていないと。ですから、もちろん大雨が降ったりしているときに近づくことはできませんけれども、やはり時にはそうやって川のことをよく知ることが安全・安心にもつながるんじゃないかというふうに言われましたもんですから、そういう意味でも、大人だけじゃなくて子供たちにも川を知る機会というものがあつたらいいなというふうに思いました。

それともう一つは、当日はちょうど満潮傾向というか、満ちる途中に乗らせてもらったもんですから、下流から乗って、ちょうど順天堂のところまで基本的にはこがないで上流に上っていくわけですよ。そういうことというのはなかなかほかの川では体験できなくて、今回いろいろアシスタントというか指導していただいた方、全国あちこちでカヌーに乗っていますけれども、こんな川はほかにありませんということを言われたもんで、これは多分恐らく皆さんにとってみれば、頭では分かっていますけどね、特に六角川というのは満ち引きがありますけど、それをやっぱり体で感じるということは我々にしかない資源なのではないか

というふうに思います。

ただ、当然これをやはり恒常的に継続的にプログラム化するためにはいろんな安全対策みたいなこともせんばいかんもんですから、そこで記事のときにお答えしたように、そのために今いろんな関係方面と御相談をしたりはさせていただいておるということで、今日のところは御勘弁いただければと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

4 番江頭議員。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

私、この議題といいますか、もともと町の水害とか関心がありまして、もともと日本の場合には陸地よりも川地が高いんですね。急にこんな話をしてすみません、外国と違いましてですね。これから実は水害の2問目に入っていくんですけども、水害をなくすためには、先人の皆さんが対応されてきたと思うんですけども、二、三年に1回は水害が起こるような状況で、非常にどうしたら安心してといいますか、そういうのを考えたりしておりましたもので、すみません、自分の感想だけで。

現在、今、町長からそのときの光景とか感想とかをお話しいただきましたので、そのメッセージを受けて、私もこの町で育った一人として、この環境を生かすことができないかといろいろ調べてみました。そういういろんな制度を生かしていくためには、お金もかかるわけで、予算もかかるわけで、ちょっと考えた中では、少し話が広がっていきますけれども、今現在、本町にはみんなの公園、県内でも人気スポットになっていると思いますけれども、みんなの公園があって、それから、北西部のほうにはパノラマ公園がキャンプ等で季節的にはにぎわいます。

今回このメッセージを受けて、オールをこがずに川を往復、そういう記事を見たときに、すぐ近くにある鳴江河畔公園辺りも何かそういう行事等過去にはあっていましたが、何かそういうのが川づくり、まちづくりということに生かせないかということでいろいろ調べてみました。そしたら、参考までにですけども、かわまちづくり支援制度というのがあるというのを調べてみましたので、これを表示します。

(パワーポイントを使用) 河口から川周辺の地区に、にぎわいとか観光とか、町民の集う、

そういう河川空間とまち空間を融合したまちづくりといいますか、川を利用した、ですから、川が氾濫して川の治水ばかりじゃなくて、何か逆に、今、こういう制度を生かして組み込んで何かに利用することはできないかなと思って御紹介を今しているところでございます。

本題の少し水害関係のほうに入っていきたいと思います。

今まで水害対策ということで継続してではなかったかも分かりませんが、ここに上げているような項目で、治水の我が町の問題等を上げさせていただきました。水路のしゅんせつから、河川のしゅんせつから、前回、3月は多分水害とか災害のときに、ポータブル電源は補助できませんかというお話までして、意外と水害の災害のことを今までの議題の中で上げさせていただいていたんだなというのを感じておりますけれども、これまでの災害対策というのがなかなか思うようにといいますか、進んでいるのか、なかなか私もぴんと目に見えたような形ではですね。

そこで、今度ほかに水害対策について何かできないかなといういろいろ資料を探しまして、今回の提案は、江北町がずっと人口も増えて住民の方の宅地も増えて、以前の農地とか畑地とかが宅地に変わり舗装がされ、その状態が水害にも実は影響はないだろうかと。人口が増えることは町の願いでもあるし喜びでもあるんですけども、以前のような田畑が住宅化されて、どんどんアスファルト舗装されて、やはりそういう相反する状況でですね。

そこで今回は、農地、畑地がだんだん宅地化されていく中で、実は道路や宅地にしたときに、今透水性のあるコンクリートといいますか、そういうのが今出てきているということを見つけたもので、この2番では紹介といいますか、将来的にはまだもっと温暖化の影響とか出てくるとは思いますけど、まず、今の段階においては、町がどんどん発展していくのと同時に、やはりそういう環境ですか、そういったのも同時に守っていく方法、どちらにでも適しているといいますか、そういうのはないかなと思ってそれを見ましたので、御紹介をしておきます。

これまでの水害の対策をいろいろ一般質問でさせていただきましたけれども、今現在、本町としては水害対策に力を入れるということでは、方向性としては今後どのような水害対策を目指してあるのかというのを教えていただきたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

担当課長から答弁をしてもらおうかなと思ったんですけど、先ほどの江頭議員の問題意識というか、御認識が少し分かったもんですから、あえて私が申し上げた方がいいかなと思いました。

まず、1点だけ。先ほど透水性舗装のことを御紹介いただきましたけれども、透水性舗装は、例えば、道路の安全確保のためには、例えば、水しぶきが飛ばないとか、水がたまらないとか、あとは何があるんですかね、騒音が出ないとか、いろいろあるそうですし、おっしゃるように、流水の防止効果も、これは期待できると書いてあるんですよね。だから、排水対策という観点で透水性の舗装というのがどこまで有効かというのは少し確認せんといかんというふうに今お聞きしていて思いました。

それはそれとして、先ほど御質問の中で、鳴江河畔公園の活用じゃなくて、これからの水害対策を町として何に力を入れていくかという御質問ということでもいいですよ。

先ほど御紹介いただいたように、恐らくかつてに比べると、江北町では土地利用の状況が大分変わってきたんだと思います。以前は農地だったところが、それこそイオンの南側なんかは一大住宅地に変わりました。当然、農地というものには調整機能というものがあるわけですが、当然そこを造成して埋めることによって、その調整機能というのは失われます。

ですので、我が町としては、そうしたかつてからの土地利用状況の変化とか、また、実際雨そのものの量が以前とは変わってきましたですね。こうしたことを踏まえて、令和4年3月に江北町の総合排水計画というものをつくったわけであります。以前の想定された雨量があって、それを自然排水と、そして、特に農地、鉾害復旧時分は、稲は24時間まではつかってもいいという、あのときは許容湛水みたいな書き方をしていたと思いますけれども、そうしたことでしのごうという、それと、それに足らん分を強制排水。ところが、もともと想定される雨量そのものがもっと多くなったし、言ってみれば、土地利用状況が変わって調整機能も失われたし、だって、家も24時間ならつかっていいなんていうことにはなりませんからですね。

そういうこの状況の変化を踏まえて令和4年3月に、御存じのとおり、総合排水計画というものを策定させていただいて、もちろん、例えば、排水機場の長時間運転を想定するとか、また、今議会でも話題になりました事前落水を町の有効な方策の一つに位置づけるということとやっておるもんですから、今から江北町として水害対策に何に力を入れていくかという

問いでいえば、令和4年3月に策定をした総合排水計画の着実な推進ということになりますし、併せて言うならば、この総合排水計画そのものも、令和4年3月ですから、もう2年たちましたので、当然そうした見直しといいたいまいしょうか、改定も必要があるというふうに思っておるということでもあります。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

それで、治水対策ということでいろんな手を尽くされている中で、先ほど申しましたように、環境もどんどん宅地が増えていって変わっていく中で、何か本当これだという対策というのが見える形でできないかなということで考えてみましたもので、量的には非常に微々たるものかも知れませんが、透水性のコンクリートとか地面とか、そういったものを今後宅地造成とかに利用できるなら、そういうものも材料として使っていければいいかなというふうに考えております。

(パワーポイントを使用) すみません、今度は画面のほうちょっと飛びますけれども、今六角川から有明海に水を出すわけですが、水がなかなか出せない状態というか、国内のほかを見ましたら、水が出せない場合は放水路等を造って、町だったら、住宅なんかがあるので、なかなか難しいかとは思いますが、奥のほうは信濃川で、両側が非常に住宅地なんですね、氾濫を起こすから、ちょうど手前のほうに広い分水路といいますか、放水路を造って川に流すという、全国的にそういうところが大体見られます。

これは大阪のほうですが、もともと細い曲がりくねった川でやはり流れにくくて、その辺りが水につかるということで、真ん中の黄色い水路をまた新しく造るとかですね。

前後しますけれども、武雄のほうから六角川が、大町、江北町、河口まで行っているんですね。それで、向こうの小城のほうからは牛津川のほうに流れて、ちょうど町内のところでぶつかる場所があってなかなか満ち引きがあって排水ができないというようなところ、そういう位置に本町もありますので、あれがこういう掘削とかして大きな川を今からということとはなかなか厳しいかも知れませんが、こういうところも実際はあるということですのでちょっと御紹介だけしておきます。

これも参考までですけれども、大都市はもうほとんど川があっても細くて、流しても水害が起こるわけで、これは首都圏外郭放水路ということで、首都圏のほうには地下50メートルにこういう放水路が何本も造ってあって、そこから水害対策が行われていると。だから、同じ日本の中になかなか、都会と本町あたりと、人口も1,000万人とかという人口ですから、やはり上に川を造るわけにいかないんですね。だから、将来的には下にこういうふうな水路を掘って有明海のほうに流すという対策というのものもあるのではないかなというふうに思ったりしております。特に私の感想で1問目はこれで終わりたいと思います。

2問目です。

2問目は、いよいよSAGA2024ということで国スポがあと半年に迫ってきましたので、国スポに対して県のほうでは5月末にも国スポの前に共同訓練とか、これはテロ対策でしたけれども、本町もこういう国スポの前にもう一回、いよいよ迫ってきたらなかなかできないかなと思いましたが、視点をユニバーサル視点と、これは誰でも使いやすいといいますか、一般的に障害者とかだけでなく、ユニバーサルデザインのほうでもう一回最後の、町の段階がどのくらいまで対策といいますか、進行しているかというのも分かりませんでしたので、2問目に上げさせていただきました。

大会会場とか会場周辺とか、または駐車場から、駐車場がどこになるのかというのも、車で見えられた方の駐車場というのも私もまだはっきり分かりませんので、それから、JRで見える選手も、応援の方もそうでしょうけど、江北駅から大会会場まで、そういうところのもう一回安全対策をということで準備のほうは万端進んでいるでしょうかということで2番目は上げさせていただきました。

そして、例えば、今からでも歩いてみてとか、実際確認されてみて、まだ段差があったりとか、手すりが無かったりとか、滑りやすいとか、トイレがここには必要だとか、交番から中学校に渡ってくところの広い交差点ですけど、以前に安全対策のため、音響式信号はどうでしょうかという提案もしたことあるんですけれども、そういったものも含めて2番のほうでは全般的に駐車場から競技会場までの安全対策は十分できていますでしょうかということで上げさせていただきました。

○井上敏文議長

答弁を求めます。国スポーツ推進室長。

○国スポ推進室長（坂元弘睦）

江頭議員の御質問にお答えしたいと思います。質問が何点かあったと思いますので、全部まとめてということでしょうか。

そしたらず、大会会場周辺の整備の進捗状況ということでございます。

これにつきましては江北町ではソフトボール成年女子の競技を江北中学校のほうで行うことになっております。これについては10月1日から11日にかけて会場設営のほうを実施するようにしております。それに伴う入札等については6月から7月上旬にかけて実施をしたいというふうに思っております。

それから、ユニバーサルデザインの視点でということでしたので、先ほど議員のほうからお話ありましたように、ユニバーサルデザインですので、誰もが使いやすく、分かりやすい会場づくりというのを心がけて進めていきたいというふうに考えております。

それから、駅から会場までの道中ですか駐車場から会場までの安全対策ということでございます。これにつきましては、今、駅の自由通路のほうの工事があっております。これについては基盤整備課のほうに確認をしたところ、8月末で工事のほうは完了ということですので、駅自由通路にはエレベーター等もございますので、例えば、高齢者の方とか車椅子の方でも通行が可能かというふうに考えております。それから、駅南線のほうを推進室の職員でも歩いてみました。多少段差はあるものの、両側に歩道もありますので、車椅子等でも通行できるということで確認をしているところでございます。

それから、駐車場についてでございます。駐車場については、江北小学校、それから、さわやかスポーツセンター、それから、幼児教育センター、それから、うるる、こちらで400台を確保させていただいております。これに加えて武岡病院、それから、イオンのほうからも駐車場の貸与の申出のほうがっております。

以上であります。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、江頭議員からはユニバーサルデザインの視点でということで御質問いただきました。バリアフリーの視点でということではなくて、あえてユニバーサルデザインとおっしゃっているのかなというふうに思いますし、その観点を含めて先ほど担当室長のほうが少し御説明をしたかと思いますが、もしかすると、一番大事なのは我々が持っていない目で見てみると

ということじゃないかなというふうに思います。というのが、去年は太良町でリハーサル大会があったりとか、国スポ関係に限らず、仕事柄、いろんなところの大会とか、いろんなイベントとか、事業に行くわけですよ。そうすると、駐車場なんかが会場まで初めて行って空いていませんかと言われて、何じゃ、Ｕターンさせられて、しかも、後ろからはどんどん車が来ているのに、結局、もっと早くあそこが今空いている最後ですと言ってくれるんだったら、諦めてあそこにでも止めたのにみたいなのということがよくあったりしますので、せっかくユニバーサルデザインというふうに言っていたいたので、バリアフリープラスアルファぐらいのことじゃなくて、そこはもう当然のこととして、やっぱり我々ふだん行き来をしているもんですから、変な話、目をつぶったって行けるぐらいの感覚なんですよ。でも、そうじゃなくて、初めて来られる方が、しかも、車だけじゃなくて、車でも東からも来られる西からも来れる、どんな来方もされたりするし、当然、公共交通機関を使って来られたりすることもあるでしょう。ですから、我々が気づかない、我々では気づけないところを気づく努力をして、どんな来方をして、見られるときに、本当にこれで大丈夫なのかということをするのが、結果的には多分安全・安心に利用者の方、町へ来られる方、そして、選手の安全を確保するということにもなると思いますし、私たち自身は試合をするわけではありませんが、もし試合をする人たちの目線、視点、感覚になってみたらどうなのかとかというようなことをしないと、例えば、更衣室が要るけんが、はい、ここ更衣室みたいなこととかじゃなくて、本当にここで自分が着替えるということになったときに、どんなことになるんだろうかと。だから、そういうやっぱり外の目というか、鷹の目というのかちょっと分かりませんが、やっぱりいかにそういう客観的な視点で我々が見きれるかということが、江北町でやってよかった、江北町に行ってみてよかったということにつながるんじゃないかというふうに思います。

今回、例えば、ＱＯＬの話をさせていただいたりとか、揺り籠から墓場まででは我々の守備範囲は既に足らなくなっているということとか、充実した人生を送っていただくことが大事だということと同じように、何ていうかな、もうこれだけやっておけばいいとか、今までそれは当然のこととして、もう一歩先にこれからの我々が求められる行政の質というのがあるんじゃないかなというふうに思いますので、単純に点検しましたということじゃなくて、外から見てみてどうなのかなと。だから、案外皆さん方のお知り合いの方で江北に来てみたけど、あそこが分かりにくいとか、実はそういうことが我々ではなかなか手に入らない気に

なる情報だと思うんですね。ですから、そういうものをしっかり集めて、一人でも多くの方に満足をしていただいて、もちろん安全に安心してお越しいただけるような体制にしていきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

4 番江頭君。

○江頭義彦議員

ありがとうございました。

あと、48年ぶりにということを最初申し上げまして、次はあるのかなと考えたときに、やはり来ていただく方に安心・安全と、それから、来てよかったっていう、先ほど町長からの言葉もありましたように、そういう気持ちで帰ってもらいたいという、そういう町民としての一心、そういう気持ちでございます。

3 番ですけど、それこそ選手、もちろん見学、応援の方、初めて本町に見えるという人たちも期間中はたくさんいらっしゃるわけですので、十分な安全対策といいますか、それから、おもてなしの気持ちというか、そういったのがですね。南口ではないんですけど、私も毎日通っている北口のほうですけども、以前ちょっと課長にもお話を申し上げたんですけど、あそこにバス停があって、その南、ちょうど駅のほう、電光掲示板、時計があると思うんですけども、分かりますかね、時計も合っていないんじゃないかなと。すみませんけど、そういったところを含めて、今、何かそういうところを探しているわけではないんですけど、たくさんの方を迎えるという、本町に今回初めてで最初で最後になるかも分からない、そういう大会を安全・安心という気持ちで、そういうところで上げさせていただいております。

それで、今大体準備のほうのお話を聞きましたけれども、かなり混雑すると思いますので、どうか周辺の町民の方、また、周辺の先ほど言われましたそういうスーパーとか商店も含めて、やはり統一的な、それは文書で必要なかどうか分かりませんが、ある地点ぐらいで、9月末ぐらいになるのか、10月の頭ぐらいになるのか、やっぱりある程度町民さんには放送とか、そういったものを通じて、例えば、あそこからあその道路はその期間は極力一方通行でとか、御遠慮くださいとか、いろいろそういう周辺の住民の方というのに併せて周辺の施設の方皆さんに協力のほうをぜひ呼びかけていただきたいと思います。

最後です。これが一番、これからいろんなアイデアを絞っていただきたいと思います。

れども、見学、江北町を訪問された方に喜んでもらえるような、町独自のアイデア、そういったものがあるといいなと思って、江北町の独自のおもてなしとはということで、たくさんの人を迎えるときに、何か大会があつて、その時間だけ過ごされる、試合される、それだけでなく、それを機会に、また江北町に住んでみようかなとか、こちらに再度来てみようかなとか、そういったいろんな方々が印象で変わってこられるかと思うので、江北町独自のおもてなしということで、例えば、気持ちを込めた物品、アイデアとか、そこに来られて記念撮影を撮って帰られるとか、もちろん物品販売等も考えてあるとは思いますが、町の記念品とかパンフレットとか、そういったものも今後計画をされてあるとすれば、一言御意見だけ聞いて私の終わりにしますので、よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今、江頭議員が御紹介いただいた項目は、言ってみれば、もはやもう既に標準装備に近いものじゃないかなというふうに思います。先ほど御紹介いただいたものがもしないとしたら、ここの町は何だっては言われるかもしれませんが、ありゃ、ここの町はすばらしいねと言っていたくためには、当然やらんばいかんことだというふうに思います。

ですから、先ほどあったように、やはり何かいい印象というか、印象を持って帰ってもらうためにはこれだけじゃやっぱり足りないというふうに思いますし、多分皆さん方もいろんなところに行かれて思い出に残っているものというのが多分あられるんだと思うんですよね。ですから、プライベートではそんなこともあったけど、仕事で考えるとまた別だとかじゃなくて、まさに皆さんが日常の中であそこに行ったら、あれはよかったよねと、もうゼロからですよ、これだけいろんな人たちが知恵を出している世の中で、ゼロから誰もまだ手つけていないみたいなものがあるというのはめったにないことだと思うんですよね。だから、そういう意味では、皆さん方が多分委員さんの中には町民の方もおられますけど、それだけでなく、我々職員も含めて、あそこに行ったら、あれは本当によかったとか、ぱっと思いつくことはあると思うんですよね。だから、ぜひそういうのは参考にさせていただいて、一つでも二つでも取り入れられればいいんじゃないかなというふうに思います。

そういう意味じゃ、私、最近ちょっと気になっているのが、武雄温泉駅にも多分最近造られたんじゃないかなと思うんですけど、何かでっかいオブジェみたいなやつで、「TAKEO」

と書いてあるんですよ。それとか、福岡の大きな商業施設でも施設の名称を大きく書いてあって、要はスポットですよ。何かそれが少し自分は最近、ああ、あそこでもこういう巨大なそういう名前を書いたオブジェみたいなものを何か所か見たことがあって、それは何かちょっと自分の中ではイメージがあるんです。だから、じゃ、それをうちもということになるかどうかは別として、そういうのというのは一つあったりするのかなと。直接それで満足ということにはつながらないかもしれませんが、印象に残るとか、来たついでに撮るかみたいなことで発信できるとか、そういうのがあります。

大体私がこう言うと、それしか結局なくて、みんな考えるということをしらないんですよ。だから、私が言ったやつはやらないということで、ぜひ皆さんで考えてもらったら、私たくさん言いますから、それじゃないやつをみんなでやろうぜということになると、さらにいいのが出てくると思うんですけど、1個言ったら、その1個にみんな飛びついてですね。じゃあ、考えなくて、これだけやろうということだと、なかなかやっぱり創発ということにはならないので、今私が紹介したもの以外で、ぜひまた関わっている皆さん方で、あれはよかったのと、それこそいろんなとこに遠征に行かれたりして、あそこのあれはほんに印象残っているというものもあるというふうに思いますし、ぜひそういう知恵を貸していただけたらいいなというふうに思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

4番江頭議員。

○江頭義彦議員

どうもありがとうございました。

議題では、今回、安全面と、あと、来町者の方へのおもてなしという大きく2点だったんですけれども、本当に今回あって次はないと、今回きりで場合によったら終わる大会かも分かりません。ですから、本当町民の皆さんのお知恵とアイデアで深く人生に残るような、来町者からそういうふうな大会、その中には最小限で安全・安心というのが必ずついていると思いますので、そういう点をぜひ役場の皆さんと私たち町民挙げて努めていきたいと思いますので、以上で質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○井上敏文議長

4番江頭義彦議員の一般質問をこれで終わります。

しばらく休憩いたします。再開11時15分。

午前11時 7 分 休憩

午前11時15分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

5 番三苫紀美子議員の発言を許可いたします。御登壇願います。

○三苫紀美子議員

5 番三苫紀美子でございます。通告に従い一般質問させていただきます。

それでは、1 番、江北町総合排水計画についてでございます。

令和 4 年 3 月、改訂版が出され、幾度か質問してまいりましたが、今回は改訂版の中で、1 点目、激特事業のみでは浸水被害は防げないため、町独自の内水対策が不可欠である。2 点目、降雨407ミリ。以上 2 点が示されていながら、なぜ詳細な浸水被害を受ける範囲、戸数及び具体的な浸水被害解消対策方針を出すための水理解析業務に着手されないのかとの質問でございます。

総合排水計画が改定され 2 年を経過。この間、議論は計画書の基本方針で、目標とされている住家の床上・床下浸水をゼロにする。

排水対策の 3 つの柱、流す、ためる、防ぐを掲げながら、目的達成のために事あるごとに事前落水が強調され、上流、下流の水利委員の方々と連携を図りながら、事前落水に努めていると説明がなされてきました。

総合排水計画 7 ページでは、令和 3 年 8 月豪雨に対する国の激特事業が完了しても185戸の浸水被害が想定され、激特事業のみでは浸水被害は防げないため、町独自の内水対策が不可欠とされています。

平成30年 6 月、南部、北部に分割され、ハザードマップの改定版が出されています。

その後、令和 2 年、私たちの地域に江口・正徳地区防災マップが作成され配布されました。皆さん御覧いただきましたでしょうか。これでございます。（現物を示す）これによって内水氾濫と思われる状態が確認されると思います。

降雨については100年に 1 度、24時間雨量407ミリ、以上 2 点が示されながら、なぜ解析業務に着手されないのか。3 月議会で質問いたしました。総合排水計画書 8 ページの江北町内水対策シミュレーションを実施することが急務とされているならば、最優先で作成し、公表

すべきと思います。

再度伺いますが、私はまず解析、分析を実施し、どの範囲に被害が及び、何戸影響を受けるのかを把握し、被害解消のための対策方針を出すことが第一歩だと思います。いかがでしょうか。答弁をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

既に今回、一般質問の中でも、先ほども申し上げましたけれども、江北町としては総合排水計画を令和4年3月に策定いたしまして、そこに掲げております各取組を着実に進めることと併せて、当然、2年とはいえ、やはり一定の見直し、検証ということも必要だということとは申し上げたとおりであります。

まず申し上げたいのは、先ほど総合排水計画の改訂がなされたというような御紹介をいただきましたし、実は我々も総合排水計画を令和4年3月に改訂しという言い方をしています。まだしていると思いますが、実は、何で改訂かという、かつて鉱害復旧事業のときに江北町の分水計画というのがあったんですよね。要は、どこをどういうふうに流していくか、そして、その末端に排水機場をどれだけつけるかという分水計画というのがあったんですよね。元副町長の横町さんが携わっておられたと思いますけれども、そのときに——そのときというのは、今回、総合排水計画を策定したときに、いや、改訂じゃなかろうと。というのは、分水計画というのは、本質的にというか、根本的にその計画の位置づけが違うというようなことを言われて、確かにそうだなというふうに思いましたものですから、江北町は総合排水計画を令和4年に策定したというふうになるべく申し上げんといかんかなというふうに思っております。

同じ、似た考えでというかな、分水計画の考え方を踏襲はさせていただきましたけれども、確かに改訂ということよりは、新たな時代における江北町の総合排水計画というような位置づけをさせていただいておりますものですから、改訂ではないということはぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

今回御指摘の現行の総合排水計画の中には、確かに水理解析という文言を使わせていただいておりますが、先ほど見直しをせんばいかんと言ったものの一つは、果たして水理解析というようなことまでしないとできないことばかりなのかということなんですよね。

先日も排水対策協議会の中でも議論がなされました。現在、江北町は事前落水というものを主要な対策の一つに掲げておりますけれども、その中では、実際事前落水といいながら、どのくらい落水したらいいのかということがなかなか見当がつかないという御指摘をたくさんいただいております。というのは、人も変わるもんだからですね。これまでの経験だけではなかなか、事前落水してくれと言われて、せいぎん落とそうかのと、どれだけ落としていいかがよく分からないというようなことを言われていてですね。

一方で、例えば、今議会でも御紹介したような、万が一、事前落水をして、落とし過ぎたと言っていいのか分かりませんが、それをまた水を補充せんばらんときには、今は筑水もあるし、筑水のほうも協力をしていただけるということだったんですけれども、御紹介したように白石町でもそういうふうに対策を取っておられますが、実際、白石町では50センチ落とそうということにしておられますが、当然それはまた地域で少し実態が違うわけですね。あくまでも目安で50センチ落とそうというようなことをされているということでした。

ですから、水理解析をして、言ってみればミリ単位まで出さないといけないというほどの精度の高さというよりは、町全体の仕組みとして、そういう取組をきちんと進めるということのほうが大事なんじゃないかというふうに思っておりますし、特に、場合によっては筑水で補充できる地域ばかりではなくて、山手のほうは一度落としてしまって、万が一、水が回復できなかつたら、ため池なんかはですね、やっぱりその補填というのがなかなか利かないものですから、さらに言うなら、消防の水利を兼ねておられるようなところもあります。そうすると、例えば、何センチ落とせますとか、何センチ落とさないといけないとか、そういうことにはなかなかなくて、それよりは排水対策協議会で議論になったような、目安としてどのくらいは落とせるんじゃないかと。そこを基準にして、もちろん地域で少し差はあると思いますけれども、というようなことを先にやっていかないと、変な話、水理解析はしたが、結果は分かったものの、だからといってそれが我々の方策につながればいいんですけど、既に総合排水計画に基づいていろんな取組をしているものですから、言ってみれば、この仕組みを確立させるということのほうが大事なんじゃないかなというふうに思います。

例えば、一つの考え方として、江北町は25平方キロメートルあります。ということは、大体5キロ真四角だとすれば——もちろん町外から入ってくる水もありますよ。けれども、基本的に言えば、この5キロ真四角の中に降った雨が最終的には六角川、牛津川を経て有明海に流れんばいかんということになるわけですね。

仮に25平方キロのうちに、まずは水路に集まってくるわけですから、その水路がどのくらいの面積の割合なのか、流域面積という言い方がいいかどうか分かりませんが、仮に100分の1そこに集まるということでいけば、24時間で100ミリ降れば、その100倍は水がそこにたまるわけですね。100ミリの100倍ですから1メートルになります。なので、24時間100ミリ降ると考えたら1メートルぐらいはたまるんじゃないかというところをまず一つ発想のスタート地点にしてですね。

じゃ、いきなり1メートルということを基準にするかということがいけば、例えば、白石町さんは、それをまず50センチという目安を一つ立てておられるんですよね。なので、それではまず、100ミリ降るという予測のときには50センチを目安に落とすということを可能な限りやってみましょうかというような合意をみんなでするかというようなことが実際総合排水計画を具体的に進めていくことなんじゃないかというふうに思うものですから、もちろん水理解析業務もやってもいいと思いますし、やらんばらんということに今なっておりますけれども、まずは目の前で実際我々が直面している課題、先ほど言ったような仕組みづくりをやるということを先にやらせていただいたほうがいいんじゃないかというふうに私は思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

何か町長の話を見ると、これは一般質問をしなくてよかったんじゃないかなというように感じますが、地区の方たちは全然話が通じていない。引渡し、そういう状態は部下が話して、そして、町長のほうまでその話が全て行っているかどうかというのを疑問に思っている方が多いんですね。だから、本当に今おっしゃっていただきまして、そして、今できているハザードマップは、何か見ていると——現在のハザードマップですよね。江北町総合排水計画改訂版の考えと整合しないのではないかと思いますのは私だけでしょうか。新たな内水解析を実施し公表すべきであると思いますが、これは願えないことでしょうか。

最初そのことについてまとめていただきますが、江北町内水対策シミュレーションを実施することが急務とされた大きな原因を、すみません、町民に分かりやすくもう一度御説明を願えたらと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほど三苦議員はハザードマップと総合排水計画が違うんじゃないかということをおっしゃっているんですかね。

実はハザードマップというのは、災害のパターンの数だけ本当はなからんばいかんというふうに思います。というのが、今簡単にハザードマップ、ハザードマップというふうに言われているんですけど、どんな条件を前提にしたハザードマップなのかということで全くそこに書かれていることは違います。例えば、ため池のハザードマップなんかは、ある平日の12時に震度幾らの地震が起きた場合にここが決壊したときのハザードマップというふうな書き方をしてあるんですよ。

ですから、今、江北町の——これが先ほど御紹介いただいたハザードマップですね。（現物を示す）これでいくと、ここにも想定が書いてあります。このハザードマップがどういう場合を想定したかというのが書いてあって、想定、「長雨、台風に伴う大雨などによる崖崩れ、土石流、地滑りなどの土砂災害を想定しています。満潮時最大規模の降雨、6時間総雨量424ミリに伴う洪水により六角川、牛津川が氾濫した場合を想定しています。」と書いてあるんですよ。

なので、先ほどおっしゃったように、今、江北町では内水の対策も取らせていただいているんですが、それはまた内水のハザードマップというのが本当は別に必要だということなんです。

これはあくまでもそうした、今言ったように、六角川、牛津川が氾濫した場合のハザードマップなものですから、江北町ではその場合だけを想定しているわけではなくて、内水害も含めてやっておるものですからこの総合排水計画を策定したということなので、繰り返しになりますけれども、ハザードマップは多分災害のパターンの種類だけなからんばいかんということなので、このハザードマップで仮に——理由は別として、浸水が起きた場合にどこに逃げんばらんかとか、どんなパターンであったとしても、やるべきこととか避難すべき場所は書いてありますけれども、あくまでもその想定をした被害というのは今ここに書いてあるところだけになります。

今、地区で防災マップをつくっていただいています。先ほど江口・正徳地区のを見せていただいたんですかね。そこにも多分想定をされているんだろうと思うんですよ。

ですから、やはり全て、じゃ、今回どれかのということにはなかなかならないものですから、今こういう江北町のハザードマップをつくらせていただいていますけれども、先ほども申し上げたように、いろんな災害、そして、その災害のパターンを想定するということが大事だというふうに思います。

ですので、もう少し簡単に言うと、いろんな災害の可能性の一つの可能性を前提にしたハザードマップですよということを御理解いただければ、ここは総合排水計画なものですから、もう少し大きな排水計画を書いておりますよということでもあります。

それと、内水解析について言えば、先ほどから御指摘いただいているとおり、今の総合排水計画にも書いておりますが、今申し上げたように、現在、既に事前落水の取組、そして、その仕組みづくりをやっておるものですから、そちらのほうをやらせていただきたいということでもあります。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

御説明ありがとうございました。このテレビを見て、地元の方は少しは安心すると思うんですが、今、町長の考えは全ての職員が一致団結しているということでしょうか。再度伺わせていただきます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

やるべきことをやれていない理由にはしちやいけないと思っているんです。なので、誰がどういうふうに言っているかは知りませんが、少なくとも役場の中では、今回も質問いただいて、みんな慌てるわけですよ。なぜ内水解析していないのかと、今回、三苦議員から怒られるというんですね。いやいや、よう考えてみんしゃいと。我々は内水解析をしなければできないことを今やっているだろうかと。今既にこうやって排水対策協議会を進めさせていただいたりしている中で、まずはやっぱりここの仕組みづくりをきちんとやるほうが先じゃなかねと。さらに言うなら、内水解析ばして、それをどういうふうに生かそうとしているかということが——内水解析をせんばいかんとは書いていますけれども、そこまでしか書

いていないものですから、先ほど改訂の話をしましたけれども、改訂の折には、この内水解析、シミュレーションというのをどういうふうに位置づけをするかということはもう一度よく考えんばいかんということと、もう一つは、実は河川事務所のほうで流域治水ということで今取組をしているものですから、江北町だけではなくて、全体の動きというのは河川事務所のほうでも作業はしていただいております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

今回、我々の地区のほうは水に対してはすごく敏感なものですから、役員たちが集まったり有志が集まったりしていろいろお話していて、その中で議員である私も呼ばれます。ところが、本当に正直言って申し訳ないんですが、今までそこまで足を突っ込んで首を突っ込んで地元の皆さんと共に考えたことがなかったものですから、今回は非常に反省をしながら、連日、自分にできる時間で、このことについては深く掘り下げてみました。

まだまだ本当に私では言い足りない地元の方の声を町長じきじきにお聞きいただければ、もっと解決するんじゃないかなと思いますが、私もこれからしっかりと取り組んでまいりたいと思います。

今日お話を聞きましたので、地区の方とまた再度話し合い、次の段階へと頑張っていきたいと思いますので、このことについてはちょっと得意な分野じゃないものですから、これにて質問を終わらせていただきまして、2 問目に移らせていただきます。

町道花祭～村内線の災害対応についてでございますが、これは何も下手の者が上手のことを言わないで、上にもたくさんいい議員がいらっしゃるのにという感じですが、とにかく自分がこの目で見て、ちょっとこれはお尋ねすべきかなということを思いましたので取り上げさせていただきました。

4 月13日でした。上惣より花祭へ通じる道路を使った際に、通行止めの看板が目につき、初めて見ましたが、案内表示を見ると、通行止めになって3 年近くたっていることが確認できました。下車して現地の状況を確認すべく歩いた結果、1 メートル近く沈下した箇所が確認されました。被害箇所はブルーシートで覆われ、土のうで押さえられておりました。ほかに2 か所のブルーシートの覆いを確認いたしましたが、いずれの箇所も部分的にブルーシー

トが古くなり破損、まためくれ上がっていたり、土のうが破れ、中の土が出ている状態でした。これは皆さんたち毎回点検なさっているのでしょうか。

私は初めてだったので、すみません、初めてのことで話させていただきますが、降雨災害であるとされるならば、降雨前後に現地状況の確認を行い、雨水の流れ込みが防がれているかを確認し、被害箇所の拡大を防ぐ対応が必要ではなかったかと考えますが、現地状況から判断すると、ひょっとしたらなされていないという感じを受けたのは私だけでしょうか。災害発生後3年近くの間、現地対応はどのようにされてきたのでしょうか。

また今年も雨季が近づいています。過去の対応状況及び今後の被害拡大防止対策について説明をお願いしたいと思います。

また、5月30日に再度、現地確認を行いました。状況は4月13日の状態と全く同じでした。3月議会の委員会現地調査のときに行政も随行されておると思いますが、現地状況は確認されておりますよね。なぜ早急に対応されないのか。取りあえずそのことについてお答えを願えたらと思います。よろしくお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の質問にお答えいたします。

町道花祭～村内線の災害対応ということで、この町道花祭～村内線につきましては、令和3年8月豪雨により地滑り災害が発生しております。場所については御存じかと思いますが、花祭区の集落内を抜けて山間部に上っていく道路でございます。ここについては、現在もその状態を観測中であります。

実際、地滑り災害として認定を受けるためには、地滑りが発生している範囲、深さ、方向、こういったものを観測機器によるデータをもって特定する必要があることから、被災後から現在まで調査、観測を行っているところでございます。現状といたしましては、令和5年7月の大雨の際に滑り面に動きが見られたことから、現在、国のほうと協議をしているところでございます。

被災箇所の被害防止対策としてこういったことをしたかということでもありますけれども、地滑りによって道路に亀裂が生じております。そこについてはブルーシートで被覆し、土のうで押さえております。雨水等が地中に浸透しないように対策をしているものであります。

こういったものを定期的に見ているかということでございますけれども、実際、現地のほうへ観測データを定期的に取りに行っております。その際にはブルーシートの状態等は確認しております。我々もちょっと確認をしましたけれども、実際破れている箇所は確かにございました。ただ、そこについては亀裂が生じていない道路の部分ということで、現在もブルーシートを使って被覆をしているところでございます。

雨季に入れば当然災害のリスクが高まりますので、こういった災害のリスクについて、改めて花祭区の方にも引き続き注意していただくよう周知等を行っているところでございます。

以上でございます。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

今の課長答弁で満足いただけたらいいんですけど、私なりに三苦議員の御質問の趣旨を考えますと、あそこの工事の性質は御存じだと思います。我々は工事したくてもできないんですよね。というのは、今指導を受けていて、その後のあそこの地形の変化を確認しないと対策が取れないということで、ここは災害の事業にのせていただいて、今そうした経過観察、また、工法の検討中であるというのは、特に議員の皆さん方には議員例会などを通じて情報提供させていただいているので、せんばらん工事を今我々がやっていないということでは決してないということは当然御理解をいただいているというふうに思います。

その上で、先ほど議員がおっしゃったのは、安全と安心の違いをおっしゃっているかなと思います。先ほどおっしゃったように、ブルーシートが破れていたりとか、工事の業務の看板が前のままになっているとかいうことで御指摘をいただきましたし、今担当課としては、いや、あそこは亀裂が入っていないところですから。だから、安全ですと言っているんですよね。でも、恐らく住民の皆さんからすると、ずっとそのままになっているし、そうやって破れているところもあるから、安心ができないというところを多分言われているんじゃないかなというふうに思います。ですから、適切に現場管理をするということはもちろんですけども、それだけではなくて、その不安を払拭するということもきちんとやらないといけないというふうに思います。

ですから、直接雨が染み込むところじゃなかけんがブルーシートの破れとったっていいという考えももちろんありますし、時にはそういうことも考えもしますが、もしそうやっ

て——特に3年ぐらいたつもんだからですね、我々手つけられないのが。というのは、国預かりみたいになっているもんだからですね。じゃ、我々が安心して寄り添うということはできるんじゃないかなというふうに思います。

当然、担当課も一定の現場管理とか、そういう周知というのはやっておりますけれども、今なお、もしそうやって心配をされたり不安を持っている方がおられるとすれば、まだそれが足りないんだということなんだろうというふうに思いますので、今回の御質問を機に、いま一度現場の管理の徹底と、また、地元の住民の皆さんに対するそうした状況の御説明ということはしっかりやらせていただきたいと思います。先ほど申し上げたように、議員の皆さん方には災害の性質であるとか今の進捗状況なんかも御説明をさせていただいているものですから、よろしければ、もしそうした御不安をおっしゃっている方がおられたら、いや、私たちはこうして議会で話ば聞いとっばってん、あそこは今、大学の先生まで入って、1ミリ単位で動きよっかどうかば、今、1ミリ以下の単位で動きがあるかどうかの調査ば今ずっとしよんさところやもんねと。それで、逆に言うと、ずっと動いていないんですよ。動いていなかったんですよ。やっとその兆候が少し見られたので対策を今考えているんですけど、そういうことらしかよと。破れちゃおっばってんが、当然危なかつたところの破れてはおらんらしかよというようなことまでおっしゃっていただければ、少し不安の払拭にもつながるかなと思いますが、我々がやるべきことは、改めて今回の御質問を契機にもう一度やらせていただきたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苫議員。

○三苫紀美子議員

これを機会にやっていただくということで、もう何も言うことはございませんが、既に地質調査及び観測業務は完了し、対策方針が出されていると思いますが、違いますかね。お願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これも議会にも御報告をさせていただいたんじゃないかなと思いますけれども、現在その

対策について指導をいただきながら検討していただいているところであります。今の時点で、最終的にこんな工法をとるという結論までは出ておりません。早く出していただいて、早く事業にかかりたいという思いであります。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

先の見えない交通止めに対してと言ったらおかしいんですが、実施時期についての地元説明はその都度担当課でなさっていますか。地元の方に聞いたときに、分からないという人もおりましたので。我々の地元といたら山のほうですので、どんなでしょうかね。これは誰でもああいう姿を見ると心配するんですよ。あれが安全だと思う人は一人もいないと思います。

そういう中で、これはこういう事情ですからと町長が今おっしゃったように、今後こういうことで進めていきますのでというようなことをやっぱり逐一、地元が大事だと思いますのでね。それはどんなですかね、やっていらっしゃいますか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

これまでも地元への御説明はさせていただいておりましたが、先ほど申し上げたように、なかなかそれでは伝わっていないところがあるのかもしれません。やっぱり我々役所というのは、言ってみれば、よくプロダクト・アウトといいますけれども、言うたんですけど返事の返ってこんですもんねとかですね。そうじゃなくて、例えば、区に言ったというのは区長さんに言ったということで、もちろん我々として区に言ったということとほぼイコールなんですけど、仮にそれだけでいいのかと考えたときに、我々が何ばせんばらんかという、区の皆さんが不安に思われないようにするというのが我々のゴールだから、そこがもし、例えば、区長さんに申し上げた、もしくはこれまで何回かやったということで足りないようであれば、そこはやはりそうやって、繰り返し言いますが、不安を払拭するためにというか、払拭するまではというんですかね、ことはやらないといけないというふうに思いますので、そこは別に区長さんに言うという方法だけじゃなくても、いろんな方法があるというふうに

思いますし、そこはまた担当課のほうで考えさせたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

工期のほうも今、区長さんにはお話しされているので、何人かの方は、役員の方なんかは御存じだと思いますが、5月30日、この質問を提出後に行きましたら、12月27日まで延期とされていました。どのような追加調査を行うのか、このことについても地元説明を行うべきではないかと思いますが、これも区長さん止まりでしょうか。御返答をお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

工期変更につきましては、実は令和5年7月大雨の際に地滑りの兆候が見られたということで、観測は引き続き行っております。今回の調査業務の発注の際に、観測業務と併せて、工法の検討、設計まで含めて発注をしておりましたので、そこをちょっと変更したと。それに併せて観測も引き続き行っていくということで工期の変更をしております。

以上でございます。

○井上敏文議長

地元説明はされたか。答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

先ほどから申し上げていることに尽きるんじゃないかなというふうに私は思います。せんばいかんことはしていますということのせんばいかんことというのは我々が決めているだけで、本当にせんばらんかどうかというのは、その目的が達成されるところまでせんばらんことなんだと思うんですけど、これは別に今の担当課のことをいろいろ言っているわけじゃなくて、我々役所はそういうところがやっぱりあるんですよ。

ですから、せっかく今回QOLの話とか充実した人生の話とか、ユニバーサルじゃないですけど、そんな話をしましたから、我々ももう一段そういう視点を持つということが大事ななと思います。

これは担当課のほうで整理をした地元説明の経過なんですけど、令和3年9月14日、花祭

公民館にて区の役員さんに地滑り発生の状況説明後、現地調査実施についてと、そして、回覧文書をお願いしたということになっています。

そして、令和4年度は雨が少なかったことから、地滑り箇所に変化が見られなかったため調査を継続することを区長さんに説明したと。

令和5年9月10日、昨年ですね、花祭公民館にて区役員さんに対して調査経過について説明。復旧工事が完了するまでに数年かかることについて理解を求めたと。そして、それと併せて、随時区長さんと現状の共有をしているということになっておりますし、そういう報告を受けております。

もちろん、当然我々としても見当はつけるというか、当たりをつけるわけですね。このくらいはやらんばらんかなという意味でいきますと、及第点ではあるけれども、卓越した、すばらしい点数ということじゃないということなんだというふうに思います。

ですから、今申し上げたようなことはやらんばらんことですし、そういう意味ではやらんばらんことはやっているわけですけど、それで今足りないということでの御質問なんだろうというふうに思うものですから、そういうことであれば、当然足りない分はやらせていただくしかないかなというふうに思っておるということでもあります。

以上でございます。

○井上敏文議長

5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

本当に江口・正徳辺りの下手から花祭のことを言っているのかなと一瞬私もちゅうちよいたしましたが、今、町長や課長の話を聞いていると、勇気を出して言ってよかったなというふうに思っております。地区の皆さんも見えらっしゃると思いますが、全てを知っている人と会ったわけではありませんので、知らない方が多かったものですからね。やっぱりこういうことは地区の方が一番大事だと思いますのでということで、思い切って提案させていただいたわけでございます。

それから、3月の産業厚生常任委員会の町内視察報告では、今後、国と協議を進めていくとの行政の説明でありましたが、既に調査は完了していると判断していいんですかね。それともまだこれからいろいろ国のほうは調査するのかなという思いですが、これについてはどうでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

花祭地区には私もいろんな行事に呼んでいただいたりとか、今は花祭果実があそこで営業されておりますけれども、そうしたことについても少し関わらせていただいたりして、やはり花祭地区の今後の行く末と、もちろんほかの地区と同様にではありますけれども、私なりに思いを持って臨んでいるところであります。

そういう中で、この花祭～村内線ですか、3年ぐらいなるものですから、私自身は早期にそうした災害の対策が取ればというふうに思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、結構な規模で、言ってみれば、町の手には負えないようないろんな、学術的にもですね、ということで、国や県の御指導をいただきながら、また、学術機関にも入っていただいて検討していただいているということでもあります。

調査は終わったのかということですが、調査によってそういう地滑りの兆候が、本当に微々たるものなんですけれども確認ができたので、これを基に、これから具体的にどこがどういうふうに地滑りが起きているということを、確定をまずその関係者の皆さん方にさせていただいた上で、それだったらこういう工法を取らねばいかんねということをこれから決めていくという作業になりますものですから、調査というのをどこまで捉えるかによりますけれども、今回その兆候が——今回というか、昨年度だったですかね、見られたものですから、これから工法の——こんな状況だよと、だから、こんな工事ばせんばいかんよねというのをこれから決めさせていただくということでもあります。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

ありがとうございます。今、町長の答弁で、私も花祭の区民と同じような、少し安心した気持ちになりました。

何といっても、即座に町の考えが——地元の人に、どこに対してもそうだと思います。即伝わらないということが不安の大きな一因であると思いますので、ぜひ町民のための町政として、ニュースというか、これは言わんといかんよねということは、早めにぜひ地元民に伝

えていただくことをお願いして、2問目は終わらせていただきます。どうぞお願いします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

せつかくという言い方はよくありませんけれども、こうして御質問もいただきましたし、議員例会では議員の皆さん方には、先ほどあったように3月の産業厚生常任委員会の現地視察をいただいたというところまでに今なっているんですかね。

今議会の終了後の議員例会で、議員の皆さん方にその後のといいましょうか、状況について、また、今後の見通しについて御説明をさせていただきたいのと併せて、これは区長さんに御相談をしてからだと思います。区長さんがもし、そうしてもらった方がいいということであれば、地元、花祭区も三十数軒ですからね、何千人も集まるようなことにはなりませんものですから、もし区のほうからそうした御依頼があれば、区の皆さん方にも御説明する機会を設けたいと思います。

以上でございます。

○井上敏文議長

12時を過ぎておりますが、引き続き一般質問を続けていきたいと思います。5番三苦議員。

○三苦紀美子議員

それでは、3問目に移らせていただきます。

朽木排水機場におけるポンプ設備の調整工事についてでございますが、工事期間を当初、令和5年10月25日から令和6年3月31日とされていたと思いますが、4月2日、散策をしていたところ、令和6年5月31日に変更されておりました。

3月議会において、工期延長理由は、資材入手困難により部品の製造に時間を要するためと説明を受けましたが、地元の方々にその説明がなされたという記憶がありません。雨季を前に工期が延長されることに、地元の方々は多分不安を感じられたと思います。先ほど申しましたように、地元説明が必要ではなかったかと思います。

私たちの地域は過去より水問題に対しては敏感で、行政協議を重ねてきた経緯がある中で、3月議会において工期延期理由は資材入手困難に伴うという説明を受けました。排水ポンプの設備等は11月から3月末頃までの渇水期には完了させるのが常識と教えていただきました。違いますでしょうか。

朽木排水機場においては、過去、平成20年6月19日、2台の排水機のうち1台が分解整備中で被害が拡大したことを受け、行政協議がなされ、このとき降雨時期及び台風シーズンの4月から10月までは工事は二度と繰り返さないと行政より回答が出たと後で聞きました。それで、そのときもやっぱり、区長たちのほうから提出した資料に基づき説明を行ったところ、大変悪うございますが、結論としては、反省し、おわびをするということだったそうですが、今後はこのような事態が起きないようにすると力強く言っていたことで、区民の皆様も安心されたと伺っています。おっしゃっていただいたそうです。ありがとうございました。

何が発生するか分からない現状ですので、行政として地元への伝達はいち早くしていただくことを強くお願いして、この質問を終わらせていただきます。お願いいたします。

○井上敏文議長

答弁必要でしょう。（「答弁を」と呼ぶ者あり）答弁。基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

三苦議員の3問目の質問にお答えいたします。

朽木排水施設2号ポンプの分解整備工事の経過につきましてですけれども、まず、令和5年7月のポンプ稼働時に、ポンプの潤滑油の補充頻度が増えているということで操作員のほうから連絡がありまして、ポンプメーカーに確認を依頼したところ、ポンプ内の部品の劣化が判明しております。交換に必要な部品が特殊製品ということで受注生産となることから、実際その部品の納期に7か月程度はかかるんじゃないかということで事前に話をいただいております。

ただ、令和6年度の雨季前には工事を完成させたいということで、9月補正にて予算計上させていただいて今回発注をしたところであります。ただ、今回発注をしたところ、やはり部品の製作等に時間を要してしまいまして、3月末までの工事完了ができなかったということで、工期延長をさせていただいております。

ただ、今回の工事については、2基ある排水ポンプのうち1基の分解工事でありました。工期は長く取ってございましたけれども、部品の製作に時間を要しておりまして、実際の取替え工事は1週間程度ということでありました。1週間程度であったことと、雨季前の4月末までには工事完了のめどが立ってございましたので、地元説明を行わずに、排水機場の操作員、業者さんと打合せをして工事を進めたところであります。実際取替え工事は4月26日には完了しているところであります。

ただ、先ほどから話があります地元説明については、地元の方が御心配されている
ということであれば、今後はそういったことが必要だということに改めて感じております。

以上でございます。

○井上敏文議長

5 番三苦議員。

○三苦紀美子議員

本当に今日は勇気を出してこの席に立ったことで自分なりに学べましたし、久しぶりに学生時代を思い出したぐらい学べました。知らないことが多かったものですから。

ということで、でも町民の皆さんの話を聞いていると、行政の方もいろいろといろんな分野で忙しいと思うから、全てとは言わないが、できるだけ町民のためにいち早くニュースを流していただくことを願っているということだけお願いしてくださいということでしたので、お願いして、これで質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○井上敏文議長

5 番三苦紀美子議員の一般質問をこれで終わります。

午後からは総括審議となっております。

昼食のため、しばらく休憩いたします。再開13時30分。

午後 0 時 8 分 休憩

午後 1 時 30 分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

会期日程により、総括審議、委員会付託となっておりますので、逐次議案の審議に入ります。

日程第 2 報告第 1 号

○井上敏文議長

日程第 2．報告第 1 号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分についてを議題といたします。

質疑を求めます。質疑の方ございませんか。西原議員。

○西原好文議員

実はこの専決した案件なんですけど、ちょっと 1 点だけお伺いしたいと思います。

議案書の２ページ、３ページでお尋ねいたします。

町民税の減免と固定資産税の減免、もう一つ、特別土地保有税の減免のところですけど、右側に現行の分が載っております。

大体この減免をするには、「納期限（前７日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に、その減免を受けようとする事由を証明する書類を添付して町長に提出しなければならない。」となっております。それが新しい改正案でいえば、同じ文書で、「よって」が「より」になり、その後のただし書はそれぞれの条文に明記されています。

このただし書を読んでも、「町長が、当該者が同項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、町民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。」ということは、減免の書類を出さないでいいということの理解でよろしいのか、あくまでも減免をお願いするときは書類を提出しなさいということなのか、そのただし書の説明をお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の御質問にお答えします。

ここのただし書ですけれども、申請書じゃなくても職権により減免が認められるというところの記述になります。

以上でございます。

○井上敏文議長

８番西原議員。

○西原好文議員

ですから、例えば、町長がその該当者ですよというのを認めた場合は、減免する旨の書類の提出は必要ないという理解でよろしいでしょうか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

西原議員の再質問にお答えします。

そのとおりでございます。（「了解しました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかにございませんか。6 番土渕議員。

○土渕茂勝議員

これは専決処分をした分ですけれども、参考資料の 1 ページに詳しく書いてありますので、ちょっと確認の上でお聞きしますけれども、今度の税条例上の税制改正というのは 3 点挙げられております。

中心的には、2 番目の個人住民税の定額減税と、これは予算にも計上されております。理解がなかなかできないでいるのは、固定資産税、それともう一つは国民健康保険税、この 2 つが、いわゆる物価高騰対策の内容としてこれを出されているのかどうかということでは、ちょっとお聞きしたいんですけれども、固定資産税のところをちょっと見てもらったらいいと思います。

ここに 1 は、固定資産税の負担調整措置の継続ということで仕組みがずっと書いてあります。これは令和 8 年までの措置ということで捉えておりますけれども、この最初の負担調整措置の継続の下の方、「継続によって、負担水準の高い土地は税負担を据置き又は引下げ、負担水準の低い土地は税負担の上昇がなだらかになる。」と。負担が上がるという捉え方なのか、そういう捉え方でいいのか。だから、負担水準の低い土地は税負担の上昇がなだらかになるということで、商業地でいいますと 60%未満、それから、住宅地でいいますと 100%未満ですね。この 2 つは、分かりやすく言うたら固定資産税が上がるという捉え方でいいんですかね、それをまずお聞きしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

まず、今回の税制改正が全て物価高騰対策かどうかということなんですけれども、2 点目の個人住民税の定額減税、こちらのほうは物価高騰対策として位置づけられております。

固定資産税の減免関係なんですけれども、これは先ほども議員おっしゃられたとおり、継続という形になっておりますので、今まで従来していた分の継続という形になります。

その中で、負担水準に応じて課税標準額が上がるか上がらないかという御質問ですけれども、おっしゃるとおり、土地の価格については地価の上昇に伴って上がることになります。

れども、負担調整措置を継続したことにより、本来の課税標準額ですとずっと高くなるというところを、商業地については前年度の課税標準額プラス評価額の5%までしか上げないよということで、こちらのほうで上がりはするんですけれども、上げ幅の上昇を抑えるという軽減措置、同じく住宅用地の100%未満についても同様の考え方で、前年の課税標準額に対して今年度の評価額の5%までしか上がりませんよという措置になっております。おっしゃるとおり、制度上上がりはするんですけれども、低く抑えるという、そちらのほうの改正になっております。

以上でございます。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

上がることは間違いないということですよね。

それで、その件数についてお聞きしますけれども、ここに書いてあります70%超、それから、60%以上70%以下、これは商業地等ですね。それから60%未満、それから、住宅用地では100%以上、100%未満で区分けされておりますけれども、それぞれの件数というのは発表できますかね。

○井上敏文議長

町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

令和6年度課税状況におきまして、先ほど条例の概要のところの1ページ目なんですけれども、上の商業地等の負担水準70%超が581筆——面積等を1件といいますか、筆と言いますけれども、こちらの70%超に当たるところが581筆、60%以上70%以下に当たるところが令和6年度課税ベースで2,002筆、次が、60%未満に当たるところが84筆、続きまして、住宅用地に係る100%以上のところが5,692筆、100%未満に該当するところが1,645筆、こちらのほうが該当するようになっています。

○井上敏文議長

6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

これは、ここに書いてありますように令和8年までの措置ということになるんですね。

そしたら、もう一つ聞きます。

新築のやつは非常に分かりやすいから、3年間の軽減、減額ということで分かりますので。

あと、国民健康保険税、これが賦課限度額の引上げというのがあります。これが後期高齢者支援分が2万円上がりますね。それで、何で2万円上げるのかというのが分かれば、国の目的は何なのか、分からなかったらいいですけど、こういう減額措置というのがある中で後期高齢者支援分が2万円も上がると。

それともう一つは、反対にその下の軽減判定基準額、これについては、7割はこれまでどおりですけれども、5割と2割は対象が拡大されるということで、これはプラス面だと思うんですけれども。

それともう一つは、後期高齢者支援分で2万円上がる世帯は何件ぐらいあるのか、それから、5割、2割軽減の対象件数は何件あるのか教えてください。

○井上敏文議長

答弁を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（吉原和彦）

土渕議員の御質問にお答えいたします。

まず、国民健康保険税の中で後期高齢者支援分の賦課限度額ですけれども、考え方としては、後期高齢者医療保険は、もちろん医療費を拠出するためには財源が必要なんですけれども、後期高齢者以外の方も後期高齢者支援金として一部負担をしているところでございます。

今回、後期高齢者医療費の増加で、後期高齢者支援分として後期高齢者以外の方から支援を受けるわけなんですけれども、仮に保険料率を上げた場合には全ての方にその負担がかかってしまいます。ただ、高額所得者につきましては、先ほどありました賦課限度額の影響で、仮に税率が上がったとしても賦課限度額が上がらない以上は高所得者の負担は変わらない。そういう中で、中間所得層以下の方の負担が重くなるのはどうかという考え方から、今回は後期高齢者支援金のうち賦課限度額を上げて高所得者に負担をお願いするという考え方であります。

ただ、先ほど言われました2万円引き上げるという根拠としては、ちょっと手元に資料がないので分かりかねます。

あわせてですけど、後期高齢者の限度額が2万円上昇した影響を受ける世帯はということでありましたけれども、今回の改正で影響を受ける世帯は5世帯あります。

続きまして、軽減判定の分になります。

今回、2割、5割軽減の判定の基準が見直しをされました。この見直し額の増加に伴って、もちろん2割軽減、5割軽減の対象世帯が増えることになります。軽減に該当される方が増えるという考え方でございます。先ほど言われました、もともと2割、5割軽減に該当される方、全体でいきますと、2割軽減に該当される方は6年度課税ベースで127世帯、うち今回の引上げによりさらに2割軽減に該当される世帯が3世帯、全体で5割軽減に該当される方が169世帯、今回の引上げ額で影響を受けて新たに5割軽減になられる世帯が4世帯、以上でございます。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑の方ございませんか。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、報告第1号 江北町税条例等の一部を改正する条例の専決処分については原案どおり承認することに決しました。

日程第3 議案第19号

○井上敏文議長

日程第3. 議案第19号 江北町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。7番池田議員。

○池田和幸議員

これは議案説明でありまして、なのはなとニチイさんで人数を確認したところ、現在14人と18人、その中でニチイさんに関しては定員19人で18人ということで、毎年ある程度の定員数は満たしているのかなと思います。

そこで、この改正に対して、今回、3歳児、4歳児、5歳児まで改正があっっていますが、なのはなも、それからニチイも、両方とも保育園の対象年齢が2歳までの募集規定になっています。それなのに、やはりこうやって改正する必要があるのか、その辺を聞きたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長兼学校づくり推進室長（本村健一郎）

池田議員の御質問にお答えします。

小規模保育所では、本来小さい子供たちを見るというのが主な目的になっているんですけど、まれに3歳の兄弟児とか入ってこられるケースがあるということです。そういった場合に一応基準のほうも改正しておく必要があるということで今回改正しているものです。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

なのはなさんに関してはネットで確認していないんですけど、ニチイさんに関してはあくまでも募集が2歳までとなっているわけです。今、兄弟が入ってくるということは、またその改正自体の規制を変えないといけないようになってくると思うんですけども、今の課長の答弁だとそういうことがあり得るのかなとちょっと思っていたんですけど、いかがですか。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

今回、あくまでも法令上の基準として設けておかないと、そういう意味じゃ、この間から出ていたタブレットと一緒にですよ。それぞれの小規模保育所がどんな募集をされるかというのは当然小規模保育所で決められることなわけですけど、その小規模保育所が該当する、ここでいう家庭的保育事業についてはそういう基準が決められているものですから、町としてそうするというだけで、今回これを決めたから3歳、4歳、5歳児まで募集しなければならないということではないというふうに御理解いただいたらいいんじゃないかなと思います。

以上です。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分に審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第19号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第4 議案第20号

○井上敏文議長

日程第4．議案第20号 江北町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

質疑を求めます。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第20号は常任委員会に付託することに決しました。

日程第5 議案第21号

○井上敏文議長

日程第5．議案第21号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

質疑を求めます。6番土渕議員。

○土渕茂勝議員

ここでお聞きしたいのは、マイナ保険証登録者、マイナ保険証未登録者が何人ぐらいおられるのかというのが分かれば教えてほしいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

土渕議員の御質問にお答えしたいと思います。

後期高齢者の人数1,478名中、登録者が1,120名、未登録者が358名となっております。

以上です。（「了解です」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「即決」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま即決の声がありました。質疑はないようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論の方ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

討論がないようですので、討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成者の起立を求めます。

（賛成者起立）

○井上敏文議長

起立多数であります。よって、議案第21号 佐賀県後期高齢者医療広域連合規約の変更

ついは原案どおり可決することに決しました。

日程第6 議案第22号

○井上敏文議長

日程第6．議案第22号 令和6年度江北町一般会計補正予算（第1号）を議題といたします。

質疑を求めます。8番西原委員。

○西原好文議員

まず、ちょっと確認をさせていただきたいと思うんですけど、事項別明細書の9ページで、今年度、コミュニティ助成事業補助金、4地区からの申請内容が記載されております。

これまでの実績の中で、令和元年度のこの一般コミュニティ助成事業の平山というのは地域防災の助成じゃなかったですかね、その確認を1点まずお願いします。

それと、令和3年に土元が地域防災をされていて、今回また一般コミュニティで土元が一番上に上がっております。

こういうことを何で言うかということ、35区の中で今まではずっとお願いが上がっておって、やっぱり35区ある中で、多くて3地区やったんですね。2地区のときもあれば、そうやって募集をしておったけど今年は無理だったとか、逆に、来年と言われておったのが、空きがあったから1つ繰り上がったとかいうふうな説明がずっとされていた中で、今回、平山と土元については間隔がえらい短いなと思ったし、土元については3年にもらって6年というようなことですので、ほかの地区からの申請が今あっていないものなのか、分かればお願いいたします。

それと、もう一点お願いしたいのは、21ページのコミュニティーセンター管理費、ネイブルの件だと思います。この中で、今回、床の剥がれというようなことで紹介が事業説明の14ページに上がっております。

私ども総務常任委員会で前回もネイブルのほうに出ていって、床じゃなくて壁の指摘をした経緯があります。壁の色が既に下から50センチぐらいは色が剥げてしまっているよというようなことで、指定管理をされているみもごさんにしてみれば、いや、これは運動される方が寄りかかって背中の方の汗で色落ちしているんですよというようなことをしきりと言いつてをされておりましたが、私どもは何回となくネイブルを見に行つた経緯があります。ずっと現場を見させていただいて、例えば、壁の色落ちはそういった理由じゃないと。私は

いつも言っているのは、フットサルをするようになってからあんなひどい色落ちがなったんじゃないかと、しきりと言ってきました。

どういふことかという、壁に設置してあるアルミの金具あたりもへこんだりなんかして、ひどいところは金具の中のプラスチックでさえ外れていたりしていたので、人が寄りかかって色落ちしているんじゃないよと、これは完全に。どういふことかといったら、壁の途中が剥がれたりなんかしているわけよ。ですから、そういったのも今回、ネイブルについては国スポで使われるわけでしょう。もう使わんとかな、この間で終わったんですか。その前に、施設の長寿命化を考えたときには、例えば、塗装をしたりだとかできないですかというような要望をしていて、今回急に剥がれていた床で研磨をするというような予算が上がっておりますけど、その前の段階で私どもが視察に行つて指摘したことが反映されとらんなというような感じがしたので、そこら辺はやっぱりあの体育館の中に入って一目瞭然、下のほうだけが白く色が剥がれていることについて協議がされたものなのか、そこら辺が分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

ただいまの西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

総務管理費、企画費のコミュニティ助成事業補助金についてであります。

まず、令和元年の平山地区の採択が防災じゃないかということだったかと思ひます。

こちらについては、平山地区、令和元年一般コミュニティで採択となっております。今確認をしましたけれども、防災で申請をされている分が平成25年に平山地区でございました。

それと、令和3年の土元地区が防災で採択をされていて、今年も一般でなっているじゃないかということだったかと思ひます。

これは一般コミュニティ助成事業と地域防災組織育成助成事業の分は、それぞれ別々に管理をしております。一般コミュニティについては、要望が出された地区、3地区申請を上げるようにしております。地域防災組織育成助成事業については1地区ということで、こちらが自治総合センターのほうからそのようにしてくださいということで申請を上げるような形でしておりますので、土元は今回、一般のほうで採択となっておりますので、それぞれで採択はされているということでございます。

以上です。

○井上敏文議長

もう一つ、コミュニティーセンター管理費について答弁を求めます。こども教育課長。

○こども教育課長兼学校づくり推進室長（本村健一郎）

西原議員の御質問にお答えします。

ネイブルの補修等につきましては、現在、危険性があるものを優先的に年次で計画をして進めております。まず、今年度は床、来年度はどんちょうと空調、令和8年度に外壁、9年度に内壁ということで優先順位をつけて整備していくということで考えております。

以上です。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

平山地区すごいですね。平成25年と令和元年と今年度、土元のは多分そういった回答が出てくるだろうなと思っていました。私は平山のときに、防災の次に平山をすぐ、令和元年にあったときにも同じ質問をしたんです。そしたら、そういう回答でした。その前の申請は地域防災で、この一般コミュニティ事業と事業内容が違うというようなこと。ただ、その当時ずっと申請を待っている地区があったんですよね。

再確認ですけど、今こういったコミュニティ助成事業に手を上げる区は何区ぐらいありますか。それと、待たれている区が果たしてあるものなのか。

例を挙げて言わせてもらおうと、この内容の下に、各地区の主な事業内容は、集会所内の備品、防災備品、太鼓・笛、遊具等の購入と。昔は、このコミュニティ助成事業は郷土民芸で笛、太鼓からスタートしたんですよ。そこを大体網羅してしまって、ほかの区もというか、うちもうちもといって大体250万円ぐらいを基準にやっていたんですよ。今現在でいえば、一番上の事業内容を見てみると、会議用テーブル、椅子、テレビ、DVDプレーヤー、ワイヤレスアンプ、プリンター、昔とすれば内容が全然違うんですね。

何を言いたいかというと、こういった事業に変わったというのをどの程度の区の区長さんあたりが、それと、これだけ立て続けと言ったら申し訳ないけど、短い間で3回もの補助を受けている区と、私どもみたいに何十年と前に補助を受けている区の方からそういった苦情が出ないのかなと。私は区長さんに前も言ったことがあるんですよ、こういったコミュニティ

助成事業で今お年寄りの椅子だとかなんとか、あちこち区で整備しているところはあつですよ、手を挙げたほうがよかですよと言うんですが、なかなかそのときの区長さんが願いをされなかったのか。ほかの区からの要望があっていないならそれは仕方ないかもしれませんが、何でこうやって1区だけそれだけ短い期間で該当するのかなというのが不思議でならないので、そこら辺をお願いします。

それと、こども教育課ですけど、来年度はどんちょうと空調、その次に外壁、その後に内壁ということでしたよね。私どもは何回となく行ったんですよ。だから、内側の壁は早急に対応したほうがいいと、ひどくなるよというようなことでずっと言っていたんです。今入ったらすぐ分かるですよ。ですから、例えば、1メートルのところを色を変えてでも塗装をすれば、何か目立たん、ここみたいな壁の色の違いぐらいで済むかなと思ったんですけど、そこら辺で壁の検討が何ですぐできなかつたのか。そのとき壁はひどかつた。

さっき説明したように、体育施設を利用される方が座って背中汗でこするからというようなことで説明を受けた。そういったことでああやってひどい状態にはならない。穴が空いていたり、壁の上のほう割れていたり、担当課の職員さんも一緒に行ったでしょう。そういったのを何ですぐに補修しないのか。自分でみもごさんが色違いの何かクレヨンみたいなやつでされているんですよ。ああいったのを見ておったら、何やこの施設はと言いたくなるような補修をされていた。だから、そういったのはちゃんとした業者に頼んでちゃんと塗装をして長もちするようなことができないですかというようなお願いを私どもはしてきたのに、来年度、再来年度、もっと後になるというようなことですけど、そこら辺がちょっと前向きに検討をしてもらえなかつたというのが残念でならないんですけど、そこら辺は来年度、どんちょうと空調、空調は本当につくのかなというような感じがするんですけど、そこら辺はしっかり協議をされているようなことだと思うんですけど、できるだけ早めに内側の補修については行ってもらいたいと思います。

それと、前も言いました、フットサルするのがいかんじゃないんです。佐賀県の体育館を見に行ってください。フットサルをするときには必ず壁側にマットを設置するんですよ。壁が傷まないように対策を取られています。そういった上でフットサルの許可をするならいいけど、いきなりフットサルをさせてさ、網をぶら下げているから絶対大丈夫ですと。逆に網が擦れるんです。網で擦れて、ボールが当たることによって網と一緒に擦れているからああやって色落ちるんですよとさんざん言ったのに、それすら聞き入れてもらえない。

ですから、今後の検討、予算の計上するときにはそういった壁のことも頭に入れて協議をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

答弁を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（山中博代）

西原議員の再質問にお答えしたいと思います。

各地区においては、毎年9月の区長会で翌年度の事業申請の募集を行っております。そこで出された申請で、過去の採択の順番を見ながら、一般コミュニティについては3件、防災のほうについては1件というようところで申請をしているところでございます。その順番を見ながらしていたところで、今、一般コミュニティで、土元、東区、平山、そして、防災のほうで西分が採択をされたということでございます。

今現在、一般コミュニティでは、浪花のほうは1件、それと、大西のほうは1件待たれているという状況でございます。これについては、来年度募集をかける際に、また優先順位は1番ということで申請をするようなことで予定しております。

以上でございます。

○井上敏文議長

答弁を求めます。山田町長。

○町長（山田恭輔）

正直言うと、こんないい助成金を今、町ではつくれないんですよね。DVD買ったりとか、正直、町ではちょっとこんな補助はなかなかできないなというふうに思うんですけど、幸い宝くじの助成事業で我が町は毎年数件採択していただいているので、ぜひこれは各区でも有効活用してもらいたいという気持ちで、さっき言ったように募集のほうをさせていただいています。

機会均等の上で、先ほど待っておられるところと今年度採択になったところの募集年度というのはずっとずれてくるわけですね。そういう中で、同じ年度で複数応募があったときには、当然、過去の採択の近さを見て順番をつけさせていただきます。それが2件採択になったり3件採択になったりすることがあるもんですから、今回3件とも採択になったからということなんですよ。

ですから恐らく、どこの区とは言いませんけど、多分また今年度募集したら手を挙げられ

るところがあるんじゃないかなというふうに思うんですけど、変な話、これは町の予算ではないので、ぜひ活用していただきたいというふうに思いますし、今回募集をするときは、例えば、コミュニティ助成事業ではこんな使われ方までできますよということまで申し上げるのが親切じゃないかなというふうに思います。ちょっと知った者が勝ちみたいになって、隣の区から聞いたけど、DVD、カラオケも購入できるといったことを知っているかいなかで応募するかどうかということにならないように、そこは今度9月にまた募集するわけでしょう。（「事例はお伝えしています」と呼ぶ者あり）事例はお伝えをしているそうですけども、さらに念を押してそこは申し上げたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○井上敏文議長

ほかにいいですか。8番西原議員。

○西原好文議員

すみません、今、町長も言われたとおりなんですよ。防災等、私も防災グッズはこういったものがそろえられますよというようなことで区長さんに紹介した事例があります。平山の防災の倉庫を見に行くと、発電機はあるわ、チェーンソーはあるわで、一つの業者クラスですもんね。今回また自走用草刈機、それと高圧洗浄機、これはチェックはしているのかな。こう言っただけなんです、そろえたい放題じゃないのと言いたくなるような内容よね。これはやっぱり町じゃないと言うけど、その内容をほかの区の方にも教えてもらいたいわけよ。そうしないと、何が申請できるのか、以前の区長さんはまだ笛、太鼓が対象だと思っているかもしれない。自分が前の区長さんにどういったものが申請できるとは説明しました。言いましたが、今度の区長さんにも私ちゃんと言います。資料を見せて。そういうことなんですよ。それで、そろっている区なんかはずっといい思いと言うと失礼ですけど、そろえていられることと思います。

この内容を見せて、ああ、これやったらうちもお願いをしようかなというふうな区が増えると思うんです。こういった事例を見せてから募集をぜひ先ほど町長が言ったようにやってもらいたいと思いますけど、どうですか。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ぜひそうします。今日も言いましたけど、募集したばってん手の挙がらんやったですもんねとか、まだ県から言うてこんですもんねと、それが我々の仕事じゃなくて、やっぱりいろんな地域活動を充実させることが我々の目的なので、そのためには、逆に言うと、例えば、うちの職員もそれぞれ出身の地区があるわけですから、ちょっとうちの公民館の備品を整備するのに、区長さん、こういう事業があるので手を挙げてみらんですかとそれぞれ言うぐらいのことをしたほうがいいよなというふうに思いますので、今回の募集のときは今までよりさらにそうしたことについては気持ちを込めてお伝えしたいと思います。（「お願いします」と呼ぶ者あり）

それと、さっきのネイブルのとなんですけど、年次計画に基づいてやっている、その年次計画か何かはオーソライズをしたかな。実は、私、予言者ではないんですけど、今回、予算査定のときにもそういうことを言いました。議員の皆さんは何回壁の状態を見に行かれたのかと、本当に床の研磨だけでいいのかと。多分またこれだけ上げると、壁はどうなったのかと質問されるんじゃないかということまで実は言ったんです。空調は当然やらせてもらいますし、空調のときに壁も工事する必要があります。そこは考えさせてもらいたいと思いますが、この間の学校の改修のときも言いましたけど、当時、学校の改修工事の順番もちゃんとオーソライズしたんですよ。そればもし見直すなら、今日の総合排水計画じゃないんですけど、これをこういうふうに見直したいけれどもいいかと。それをそれこそ改定して、やっぱり共有しないと、いつの間にか自分たちの判断でやられてもこっちは分からないわけですよ。だから、その年次計画どおりやるというんだったら、それもやっぱりきちんとオーソライズをして、本当はそういったことこそ決裁取ったりしないといけないとですけどね。ということをししないと、今のまま本当にやるのかなと、やれるのかなというのは心配です。県庁ぐらい広いと、その部署を異動すればもうどこの部署に行ったか分からないですけど、うちは役場ですから、結局、庁舎内におるわけですよ。今も現課長の隣が前課長、その後ろは元課長、だから、ずっとこれまでの担当課長は近くにいるわけです。ですから、やはりそういう自分がやっているかどうか関係なく継続性ということを組織で持たないと、自分のときはこうやった、もう異動したからとか、それは前のことだとか、やっぱりそういうことじゃいけないというふうに思いますし、それは、だからこそ人が替わっても組織として進められるようにきちんとオーソライズをして進めばいいかんというふうに思いますし、少なくとも予算編

成権は町長にあるものですから、そこはまた査定の中でもきちんと確認をしていきたいというふうに思います。

その上でちょっと1つだけ言わせていただくと、フットサルとか、あと、車椅子バスケットとか、県内でもなかなかやっぱり屋内でさせてもらえるところがない中で、江北町はそれを受け入れているということで、その筋のというか、そのかいわいの中では実は大変感謝をしていただいているということも聞いております。当然使うわけですから、一定のそういう損傷とか傷ということは想定されるわけですけど、だからこそしっかり管理をしていって、当然、傷つけたり壊したりしたものを弁償するというのは当たり前のことだから、やっぱりそっちの管理のほうもしっかりやってもらいたいというふうに思っております。

以上でございます。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

その弁償のことでいえば、やっぱり壁のあるところが剥がれておったりなんかというのは、一番最初きれいな時点で何もなかったやつがだんだんああいうのが増えてくるし、壁の隅っここのように電気系統のアルミの板があったりとか、そういったものが明らかにへこんでいたりしたのを見て、私はみもぎの社長に、これは座ったりなんたりする傷じゃなかでしょうと。そしたら、ありゃと言われるんですよ。ただそれを、さっき町長が言ったように、弁償させるといった話には至っとらんとと思う。だから、指定管理を任せる段階で適宜修繕については対処をしていかないと、役場がある日、一気に修理をする必要が出てきたりもするし。

それで、さっき何で年次計画を立てていないかと私が言ったのかというと、床のはがれの確認とかしていないんです。今まで行って、床がこうなっていると言ってもチェックなんかした覚えがない。床見たですかね。同じ議員で行って床のチェックなんかしていないんですよ。だから、急に予算が上がってびっくりしたんです。それで、年次計画で上がっていたら、床が今年の予算で上がってくるよねとか、そういったのが分かるけど、今初めて総務常任委員会の委員さんたちは床の予算が上がっているのにびっくりしている。そういうことなんですよ。

ですから、今、町長が言われたとおり、年次計画を立てておられるのであれば、ぜひそういった委員会でも、こういった予算がせつかく出されたので、何年度にこういった補修をし

たいと思っていますような資料として、ぜひ委員会の中で出してもらいたいと思います。よろしいですか。

○井上敏文議長

委員会への資料提供はよろしいですか。

○西原好文議員（続）

もう答弁はいいよ、その資料を出してもらえれば。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

委員会に来るということですので、このコミュニティ助成事業予算も総務常任委員会に付託されますけれども、1つ確認。

もし採択されなかった場合は後回しになるのか、それとも、まずこれを出すわけでしょう。うちの町に出して、自治総合センターに申請するわけでしょう。それで採択にならなかった場合もあるのか。それと、その場合は後回しというかな、また戻ってきて、また採択するまで申請できるのか、その辺を1点だけ。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

1号車に乗れなかった場合は2号車に先に乗ってもらうようになっていますので、並んでいただければ順番に、1号車に乗れば1号車、そのまま待っていて、2号車の一番最初に乗っていただくという仕組みになっていますから、今年度駄目だったから、また再チャレンジでもう一回出してもらうという必要はありません。申請の必要はありますが、我々の管理はその順番どおりにやっていると。だから、今回採択なくても早く出してもらったほうがいいということなんですよ。（「分かりました。よかです。また委員会で聞きます」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

まず、説明書の7ページにeスポーツの支援事業があります。説明会でもいろいろお聞き

しましたが、1つだけ。これは、ほかの各区からの要請も少しあっているのか、その辺を1点聞きたいと思います。

もう一点が、12ページ、農業用施設維持管理スマート化事業ということでラジコン草刈機の件ですけれども、この中に今後のスケジュールに、令和6年7月に「夏季農談会・説明会等を通じ」と書いてあります。この説明会は農談会だけでされるのか、ほかにちゃんと説明会をされるのか、その辺を2点お願いします。

○井上敏文議長

答弁求めます。一ノ瀬健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

池田議員の質問にお答えしたいと思います。

これをという要望ではあっていませんが、通いの場とか、そういうところでしていることがマンネリ化しているということから、新しいものをということはあると思います。

以上です。

○井上敏文議長

次に、ラジコン草刈機の件。地域振興課長。

○地域振興課長（宮本大樹）

池田議員のスマート化事業についての質問にお答えします。

周知の仕方については、まず直近では夏季の農談会、7月の頭から開催されますけれども、そこに対しては農家の皆様に広くお伝えをしたいというふうに考えております。

その後の説明会については、実際やっていたいている多面の組織であるとか中山間の組織の方を集めて、具体的に草刈り、どこからどこまでの範囲でやられているのかというところを聞き取りしながら、来年度以降、計画的に進めていく準備をしたいというふうに考えております。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

eスポーツに関して私が聞きたかったのは、例えば、うちの区に早く欲しいとか、既に要望等があるのかというのを聞きたかったんですけれども、いかがですか。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

今現在、地区からうちで実施したいというところまではまだ至っておりません。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。そしたら、ラジコン草刈機のほうの説明会は分かりました。農談会の後にまた各組織に対しての説明会があるということで理解しておきます。

それで、うちの地区でこの前、役員会がありまして、土木の委員会がありましていろいろ話をした中で、今回こういう予算が上がっているということで説明をしました。そしたら、1 つ聞いてもらいたいのが、この450万円じゃなくて120万円の草刈機を、例えば、上小田の土木で買ったときに幾らなりとも補助を出してもらえんやろうかと、そういうやり方もあるんじゃないかという御意見をいただきました。私も即答はできませんので、今回こうやって補正で上がっているの聞いてみますということです、回答できればお願いします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

いや、それはちょっと勘弁してほしいという気持ちです。せっかくここまでいろんなやり取りをさせていただいて、その購入の仕方いろいろ研究も議論もさせていただいて、こうやって制度まで設計をすることにして町で買わせていただいたわけですから、当然それぞれの区で独自に買われることについては何ら我々、それをどうこうするつもりはありませんけれども、それはそれとして、うちでも欲しいからそれも補助してくれないと言われるなら、いやいや、それなら最初からそんなことを考えたほうがよかったんじゃないですかねというふうにやっぱりつい言いたくなるものですから。しかも、少なくとも今から補正予算を上げさせていただいているわけですし、提案をする私どももそうですけれども、恐らく議員の皆さん方もそれを聞かれると、いやいや、そういうことならわざわざ町で買って予算要求をするのかなということになりはしませんかねと私は思いますけど。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

いや、それは町長、私はこの前の3月議会でラジコン草刈機の質問をしましたよね。そのときに説明会を開いて決定してくださいと言いました。私からすれば、説明会の前に補正が上がったわけですよ。だから、順序が反対なんですよ。会議録を見れば、説明会をするということでちゃんと答弁されていますよ。3月議会で、ラジコン草刈機購入に関して、町内ですぐ欲しいところもあれば、委託をしているところもあると、大きさもいろいろあると。だから、そういうことを兼ねて、できれば説明会をしてどういう希望があるのかというのを取ってくださいということで私は一般質問しました。説明会をやりますと課長もちょうんと答弁していますよ。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

それについてはちょっと確認をさせてください。確認してからまたお答えはしますけれども、今回、当然補正予算を上げさせていただくに当たってはもちろん各区にもお尋ねをしましたし、議員の皆さん方にも御相談をしながらさせていただいています。当然どこの区がこういうことをやられているかということも確認させてもらった上であるということは御理解をいただきたいと思いますけど、3月議会の質疑については確認をさせてください。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。実際この場で、1つ私も要望を言われたので今話しました。この補正に関しては私も反対じゃありません。予算を計上していただいているのでしっかり活用できることは活用したいんですけど、そういう意見もあるということで今日お伝えしたかったので発言をしました。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

要望はお聞きしましたけれども、私、今申し上げたような、ここまでそれこそ準備をさせていただいていますから、ぜひこれをやらせていただきたいという気持ちでおります。

以上です。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

事業説明書の10ページで、今回、带状疱疹ワクチンの補助をしてもらうように補正が上がっております。

実は昨日、私、病院に行って、江北は带状疱疹予防接種の補助を半額もらうと言って金額を聞いたんです。それで、びっくりしました。どこの病院とは言いませんよ。ただ、私が行っている病院は多分、健康福祉課の方は知っていると思うんですけど、これは2回接種の分で、1回3万円だそうです。6万円かかるんです。看護師さんからこそっと、うちで打たんがよかですよとまで言われたんです。何でそんなに違うのかと言ったら、これはまだその病院単位で金額を決められるそうなんですよね。だから、2万円から2万2千円という費用が出たのかなと思って。こういうふうに費用を書いたら、皆さん費用が安いところに行ってしまうのではないかなと思うんですけど、これは町内の接種できる病院のどこが幾らというのは調査をされたんでしょうか。そこら辺が分かれば。

○井上敏文議長

健康福祉課長。

○健康福祉課長（一ノ瀬和義）

それについては、町内の医療機関のほうにお尋ねしております。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

インフルエンザもきちんと一緒というか、これはいわゆる診療行為だと当然医療費とか薬価とかいうのが決まっていますけれども、そうじゃないもんだから、当然と言ってはいけませんが、病院によって値段が違います。

それと、今のところ町内の医療機関で予定をしているんですけど、ここに来て、今回公約

に書いて、結構ほかの市町の、それこそ議員さんたちが見たりしているわけですよ。そうすると、江北は接種費用の助成をするといって、実は近隣の市町で幾つか同じように今回、带状疱疹のワクチンの助成を始めようとしているところがあります。そうすると、我が町の医療機関だけじゃなくて、お互い助成をしているのであればその医療機関同士は行けるよということ対象の医療機関は増やすことが今後できてるかなというふうに思いますが、一方で、だからそうすると、また価格のまちまちが違って来るものですから、そこはそれぞれのかかりつけで打たれるとか、いろいろあるんだろうと思う。やっぱり安いところを探して安いところがいいという人もいれば、高くてもかかりつけというのは、そこはいろんな選択肢があるということだと思います。

○井上敏文議長

8番西原議員。

○西原好文議員

高かけん安かけんて、幾ら何でも薬は違わんでしょうもん。そいけん、あまりにも金額の開きのあるけんね。やっぱり2万円のできるのと1回3万円かかるのという1万円の差が出るもので、薬が違うとかなとか思いましたので、そこら辺はないですね。（発言する者あり）統一ですね。分かりました。納得しました。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

議案書の45ページに債務負担行為が載っています。

給食センターの件でありますけれども、前回、説明会するときにも少し言いましたけれども、内容に関しては、うちの給食センターが薬隠勇進が委託業者になっていますけれども、最初は9か月間の指名停止処分になりました。それから時を置かず課徴金の減免を受けているということで、半分の4.5か月になりました。

それで1つ質問したいのは、課徴金の減免を受けていると書いてありましたけれども、この内容を少し、どういうふうで減免になって半分になったのか、それを1つ伺いたいと思います。

もう一点が、今回うちに限らず各県内でも、佐賀市とかほかの町でもあっています。佐賀市においてはウオクニが5か月、薬隠勇進が2.5か月の指名停止になっています。これが実

際、全国で8組織が関係しているみたいですが、その中で、違反業者に関してはいろんな形で措置がされています。排除措置命令が出たのが6者、課徴金納付命令対象業者が6者で、課徴金の金額も3億9,296万円という具合にして大きな形になっています。

ということは、あと1点が、今後うちの町に関しても、これでいけば10月前に入札を行うようになると思いますが、果たして大丈夫なのか、その2点をお願いしたいと思います。

○井上敏文議長

基盤整備課長。

○基盤整備課長（大島浩二）

池田議員の質問にお答えします。

まず、課徴金の減免制度の適用を受けたことで2分の1になったということでございます。

実際、葉隠勇進株式会社は令和6年5月22日に独占禁止法違反ということで公正取引委員会のほうから処分を受けられております。その処分に基づいて、本町は指名停止の要領を持っておりますので、5月24日付で本町の要領に基づいて9か月間の指名停止期間を言い渡しております。

その後、5月29日、葉隠勇進株式会社の本社の方から本社役員、また、九州支店関係者3名が見えられまして、謝罪と今回処分に至った経緯の詳細の報告を受けました。その詳細報告の中で、江北町だけではなくほかの自治体からも指名停止の通知を受けていますということで報告がありまして、ほかの自治体においては、公正取引委員会から出されております課徴金納付命令、これは実際、金銭的ペナルティーになりますけれども、その金銭的ペナルティーについては減免の適用を受けていることから、ほかの自治体では指名停止期間の2分の1の措置をいただいていると。これはちょっと調べましたところ、指名停止を行った自治体全てにおいて2分の1に減免するという規定が設けられておりました。本町においては、実際この規定はこの時点では持っておりませんでしたけれども、ただ、取扱いについては国に準じております。国の規定を見ておりましたら、この2分の1の基準も入っておりました。実際ほかの自治体では、この基準に基づいて2分の1の減免措置をされております。本町においても国の基準に準じて要領を持っておりましたので、国の基準でも2分の1という規定があったものですから、そこに準じた形で2分の1をしたところであります。これは葉隠勇進から説明いただいた事実、ほかの自治体を確認した上で、本町でも2分の1を取る必要が

あるのではないかとということで指名停止委員会の中で決定して期間を短縮したところであります。

以上でございます。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長兼学校づくり推進室長（本村健一郎）

池田議員の御質問にお答えします。

今回、葉隠勇進が指名停止になって来年度以降の業者選定に問題がないかということでもありますけれども、現在、町のほうに指名願が出ている事業者としましては葉隠勇進を除いて8事業者あります。うち2事業者が近隣の自治体でも受注実績があるということで、次期以降も受注できる業者はあるということで考えております。

以上です。

○井上敏文議長

7番池田議員。

○池田和幸議員

分かりました。その8事業者に関して深くは聞けないと思いますが、また今回も県内とかじゃないわけですかね、その辺は発表されますか。今回みたいにどこも——東京、大阪の事業者がほとんどですよ。だから、またそういう形の事業者なのかぐらいは言えますか。

○井上敏文議長

こども教育課長。

○こども教育課長兼学校づくり推進室長（本村健一郎）

再質問にお答えします。

事業者はほとんど県外で、福岡市や、遠くはやっぱり東京都といったところで、全て県外の事業者となっています。（「分かりました」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

せっかくさっきの話なので、県外の事業者ということですから、当然、実際現場で働かれ

る方、例えば、町内の事業者さんならもともと雇用されている方がおられてその方ということになるんでしょうけど、県外の事業者ということであれば当然、もちろん県内にそういう従業員を抱えておられるかもしれませんけれども、今の件でいけば、恐らく実際現場で働いていただく方ということは、もしそうやってどこかが選定されれば、恐らく確保するためにはいろんなことをする必要があるのかなというふうには思います。

○井上敏文議長

7 番池田議員。

○池田和幸議員

すみません。肝腎なことを聞きます。雇用に関しては、同じ雇用者で地元で今ほとんど雇用はされているので、事業者が変わっても雇用が確保されるのか伺いたい。

○井上敏文議長

山下副町長。

○副町長（山下宗人）

葉隠勇進から謝罪に来られたときに私が対応いたしました。葉隠勇進さんの創業者の方は江北の方ですね。非常に残念だということを申し上げた。

ただ、その処分については、葉隠勇進さんが今度の新しい来年度以降の事業に参加できる、そのことを考慮して処分するというつもりはないと。あくまでも事実に基づいて処分させていただき、そこに情状酌量すべき余地があれば減免をさせていただくという結果として2分の1に短縮させていただいたということです。

あとは、今現在雇用もあります。そして、そこに納入されている業者さんもいらっしゃいます。そうしたところについても、次回、今度選定する業者さんに対して、仕様書の中でそのことを求めることができるのか、ちょっとぎりぎりそこは考えますけれども、新しいところにも引き続きの雇用であったり、町内からの納入であったり、そこら辺はお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

ちょっと先回りしてそういうことを先ほど申し上げたつもりだったんですけどね。そうい

うことで、県外ということはということです。山下副町長初登板、以後よろしく願いたします。それはそれとして。

先ほどの電動草刈機で、議事録を確認しました。さっき担当課長が言ったように、もちろん今から説明会はするんですよね。もちろんさせてもらいます。江北町議会定例会会議録ということになっています。その中で一般質問における議事録がありまして、おっしゃるとおり、池田議員から御質問をいただいています。抜き出して内容が変わるといけませんので、そのまま読みます。

「導入に向けた説明会は、ぜひそれだけは行ってもらいたいと思います。そうしないと、私も町内の農業者の方からもいろいろ言われています。ぜひその辺は、できることはできる、できないことはできないぐらいは今日はっきりとお聞きしたいと思いますけど。」と質問をいただいて、多分、公約についてどうするかということだったと思います。それで私が「公約に掲げて住民の皆さんとお約束をするという以上の意気込みは私はないと思っているんですけれども、先ほどの説明会は、ぜひやらんばいかなと思っています。」、だからやるようにしているんですけどね。「やはり新しい利用なり、我々としてそういう施策を打つわけですから、それについての説明というのはさせていただかんと、やっぱり中には、何じゃい、どこじゃないの区とだけやり取りしよって、おいどんはどがんかんで、がん言われても、それも本意ではないわけですよ。ですから、やはり町として事業をするからには全町的に共通的にしてやらないといけない。」ということですから、ぜひそこは具体的な我々の体制というか、仕組みというか、制度というか、物がはっきりすれば説明会をしたいというふうに思います。」というふうにお答えをしていますから、確かによく考えてみれば、議会に承認もいただかないでこういうふうなことをやろうとしていますということは、やっぱり、この間の区長会するときには何を承認もろうてしたかな、熱中症の避難所のことと言うた上で募集させてもらいましたが、議会の議決を受けなくてこんなことをやりますで説明会ということには当然ならないわけですし、ここに書いているように、今回承認をいただければこういう仕組みでやりますという説明会はやらせていただくというふうに答弁していますし、それは今予定しているということで御理解いただいたらいいかなと思います。

以上です。

○井上敏文議長

ほかに。7番池田議員。

○池田和幸議員

今の内容は、私も広報委員会の委員長をさせてもらっていますので全部覚えています。作った本人ですから。ただ、私はそういうふう理解をしていたのでさっき町長に言ったわけですよ。それはもう捉え方で違うかなと思ったんですけど。ただ、私は説明会があつてからこういう予算が出るのかなと思っていたので、ちょっとそういうふうに言いました。だから、それは理解しました。

○井上敏文議長

よろしいですか。（「はい」と呼ぶ者あり）

8番西原議員。

○西原好文議員

今回の補正予算の、数字的に上がっていないんですけど、実は今回、2024年の国スポ・全障スポに対しての予算減が書面で私どもに送られてきたんですけど、そこら辺を審議する場がないなと思ったし、10月には競技が実際あるわけですよ。その最終的な金額の収支というのは、先ほど課長に聞いたら12月には出てくるということですので、金額がここに上がっていませんけど、内容だけをちょっとお聞きしてもよろしいですか。その減額になったことのいきさつだとか内容、よろしいですか。

○井上敏文議長

はい。

○西原好文議員（続）

すみません。

実はうちが国スポの女子ソフトボールの会場というようなことで、二転三転して中学校でされるというようなことでした。つい先日、課長のほうから、こうやって県のほうから予算減額の報告がありましたと。つきましては、トイレを1ランク下げますとか、そういった連絡はあったんですよ。ただ、その下げられた経緯というのが私は納得いかないんですよ。47年ぶりにせっかく佐賀で開催される、また、うちの町で初めての国スポを気持ちよく受け入れようとしている段階で何で予算まで削られるのかなというようなことですよ。SAGAサンライズパークの建設でも、県でも二転三転して、県議会もいろんなことがありました。私どもから言わせれば、予算が削減されたという言葉が言われると、知事があんまりお金を使い過ぎたからほかのところに回ってくる金が減ったのかなというふうな、そういう疑問まで

抱くわけですね。こういった理由で予算が減額されたのか。

それと、私もずっと今まで議長をしていた段階では会議に出ていたんですけど、ほとんど意見なんか言える場じゃないんです。何でかといったら、佐賀県いっぱい的首長さん、議長さん、いろんな団体の方が来られて、私どもは前の席にいるといろいろあるからといって末席のほうにいて、私から言えばもうちゃんちゃん総会なんですね。

そういった金額を減らされた経緯がこういった理由で減らされたのか分かりますか。内容的なものでもよかし、経緯的なもので分かればお願いいたします。

○井上敏文議長

山田町長。

○町長（山田恭輔）

私もいろいろ報告を受けたんですけど、私の総括するところでは、やはり県とそれぞれの市町のコミュニケーション不足だったんだと思います。というのは、いろんな基準を県のほうも出されていたわけですよ。それで、早い段階で出された基準以上のやり取りはしないで、それを町のほうは、うちだけじゃないですけど、ほとんどの市町で減額というか、こっちが見込んでいた額ほどの内示がつかなかったということなんです。結果、その後また補充の内示をもらうようにはなりましたが、お互い1回言って1回聞いて、あとはもうそれぞれで判断して、これでいけるはずだといって年度末になって蓋開けてみると、それぞれの思うところが違っていたということなんですよ。

だから、何かその削られたというと、もともとくれると言っていたものがくれなくなったというなら削られたんですけど、正確に言うと、くれると思っていたものがそれほどくれるということになっていなかったということなんですよね。ただ、それについては江北町だけじゃなくてほかの市町も、うち以上に減額されているところもありました。実際そこは、もし最初の内示どおりであればなかなか思うようなことができないということで、これは町村会でも市長会でも多分そういう議論になったようですけども、最終的にはその間を取るような形で、一回下げたものをある程度また戻せるようにはなりました。事務局のほうに確認をしたら、当然それで十分やれるということなもんだからですね。

だから、そこは——私も最初削られたとびっくりしました。しかも年度末になってどこの市町も当初予算の決まってしまってから、今頃になってぱっと出してこれくらいしか出さないなんて、それはないだろうということで、ちょうどそれこそ山下副町長が来たすぐだった

ので、自分の古巣にちょっとそこまで言わなくてもということ、山下副町長も言ってくれたわけですよ。職員を呼んで言って、よく話聞いてみると、あれ、確かに向こうも悪いけれども、どうもこっちも確認を一つ一つしていなくて、言われた内容でこうできるはずだということに進んでいたところがあったもんだから、そこは少し軌道修正しながら落としどころは見つけたということでもあります。

今の既定の予算の中では、少なくとも町の予算ではやれるんですけど、当然、県の補助がついた分しかうちは使わないようにしていますから、それは多分また補正のときにということで説明をしたんだというふうに思いますので、ちょっとそのニュアンスが違うということとは御理解をいただいたらいいかなというふうに思います。

○井上敏文議長

8 番西原議員。

○西原好文議員

大体的内容的には分かりました。

私も知事との懇話会の折に、ちょうど知事さんが鹿児島に1年譲ったときにさんざん言いました。私の教え子の例を挙げて申し訳ないんですけど、5年生のときから該当者がいましたもんで、その子たちは5年生のときから強化練習と称して全国各地に行っていたんですよ。そのときは実費で行ったり、強化費がついたりしていたんです。その子たちのことを考えられたことありますかと知事さんに直接言いました。知事さんは、いや、もう鹿児島と協議をしてと言われましたけど、正直言って何もなかったです。それはどういうことかといったら、開催県というのは有利なところがあるんですよ。剣道の場合は九州の予選会というのがありまして、実際、みやきに行った子供たちは佐賀県でトップになっても予選会で4位でした。3位までが本国体に行けて、結局その子たちは夢破れて行けなかったんですよ。今年大学生になってまだ剣道を続けてくれていますけど、その子たちが該当したもんですから、知事さんにこういう子たちもいますよというようなことでぜひ対応してくださいと言ったら、鹿児島と協議をしてぜひ善処しますというようなことでしたけど、何らしていただいております。

現状を説明いたしますと、剣道の場合、剣道連盟が今そういった競技地区に対して協賛をしていこうというような動きがあります。私も明日、うちの町の総会ですけど、協賛金のお願いまでされるというのを聞いて、そんだけ困っているのかなと思って、今日、予算的

に載っていなかったんですけど、ちょっと聞いたんですけど、トイレのランクを1ランク下げるというようなことを実際する必要があるのか。そこら辺が分かれば、坂元室長よろしく願いたいします。

○井上敏文議長

国スポ推進室長。

○国スポ推進室長（坂元弘睦）

西原議員の御質問にお答えしたいと思います。

トイレのほうを1ランク下げるというか、先ほど町長が申したように、町のほうではかなりランクの高いトイレを想定していたと。ただ、県では、開催するのにそこまでいいトイレは必要ないのではないかというような行き違いというか、そういうのがあっているということで、使用するには十分に足りるトイレを設置したいというふうに思っております。

以上であります。

○井上敏文議長

ほかに。

（「委員会付託」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

ただいま委員会付託の声がありましたが、本案は十分審議していただくため、会議規則第36条第1項の規定により常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、議案第22号は常任委員会に付託することに決しました。

しばらく休憩いたします。再開15時10分。

午後2時55分 休憩

午後3時10分 再開

○井上敏文議長

再開いたします。

休憩中に各常任委員会に付託する分の案が決まりましたので、局長より報告させます。議会事務局長。

○議会事務局長（武富和隆）

お疲れさまです。それでは、今期定例会、各常任委員会への付託議件案について報告いたします。

令和6年6月議会定例会委員会付託議件（案）

○総務常任委員会付託分

議案第19号 議案第20号

議案第22号 歳入全部 歳出のうち 款2 総務費のうち総務政策課及び町民生活課所管
款3 民生費のうちこども教育課所管 款4 衛生費のうち町民生活課所管 款9 消防
費 款10 教育費

○産業厚生常任委員会付託分

議案第22号 歳出のうち 款2 総務費のうち地域振興課所管 款3 民生費のうち健康
福祉課所管 款4 衛生費のうち健康福祉課所管 款6 農林水産業費

以上でございます。

○井上敏文議長

以上のとおり各常任委員会に付託したいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○井上敏文議長

異議なしと認めます。よって、以上のとおり付託することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

では、明日の常任委員会は9時30分開会ですので、よろしくお願いいたします。

本日はこれにて散会します。お疲れさまでした。

午後3時12分 散会